<関連資料>

(関連資料 1

障害福祉サービス・障害児施設支援の利用者負担の手引きの修正について

平成22年1月22日付け事務連絡によりお示しした標記手引きの改訂案について都道府県等から寄せられた御意見等を踏まえ修正を加えた。主な修正点は以下のとおりである。

1 手引きフページ

市町村民税所得割額の算定に当たり、税額控除前の所得割額で判定する控除に係る記載について、今回の負担軽減措置に係る政省令の改正等に伴い、その内容を整理するもの。

修正前	修正後
※ 市町村民税所得割額の算定に当たっては、	※ 市町村民税所得割額の算定に当たっては、「住宅借入金等特別税額控除」(地方税法附則第5条の
「住宅借入金等特別税額控除」による税額控除	4) 及び「(ふるさと納税制度による) 寄附金税額控除」(地方税法第 314 条の7) による税額控除
<u>前の所得割額で判定を行う</u> こととする。	<u>前の所得割額で判定を行う</u> こととする。
	※ 平成22年7月以降は、地方税法附則第5条の4の2に規定する住宅借入金等特別税額控除につい
	ても、税額控除前の所得割額で判定を行うこととなる。

2 手引き10ページ

- 一般1の所得階層に属する者について、手引き7ページの記載を踏まえ、その表現を整理するもの。
- 同一の保護者に係る複数の障害児がサービスを受けている場合の負担上限月額について、今回の負担軽減措置に係る政省令の 改正に伴い、その内容を整理するもの。

所得区分		負担上限月額			
生活保護		0円			
W = 7 / E	低所得1				
低所得	低所得2	0円			
	障害児(加齢児及び施設入所者を除く。)	4,600円			
6 0. →	障害者(加齢児を含む。ただし、20歳				
一般 1	以上の施設等入所者を除く。)及び20歳	9,300円			
	未満の施設等入所者				
一般 2		37, 200円			

修正前

○ 同一の保護者(一般1の所得区分の属する者に限る。)に係る複数の障害児が、障害児施設支援を受けている場合の負担上限月額は、該当する負担上限月額のうち最も高い額とする。(ただし、同一の保護者に係る複数の障害児が、「障害児施設に通所する加齢児でない障害児」、「障害児施設に通所する加齢児である障害児」及び「障害児施設に入所する加齢児でない障害児」のすべてに該当する場合の負担上限月額は、18,600円となる。)

なお、複数の法におけるサービスを受けている場合は、それぞれの法 において負担上限月額を決定する。この場合においては、高額障害福祉 サービス費における「障害児の特例」が適用される。

所得区分		負担上限月額	
生活保護		0円	
Irt = 1 48	低所得 1	0 m	
低所得	低所得 2	0円	
	居宅で生活する障害児(加齢児を除く。)	4,600円	
ėn. 4	居宅で生活する障害者(加齢児を含む。)		
一般 1	及び20歳未満の施設入所者	9,300円	

修正後

○ 同一の保護者(一般1の所得区分の属する者に限る。)に係る複数の 障害児が、障害児施設支援を受けている場合の負担上限月額は、該当す る負担上限月額のうち最も高い額とする。

37. 200円

一般 2

なお、複数の法におけるサービスを受けている場合は、それぞれの法 において負担上限月額を決定する。この場合においては、高額障害福祉 サービス費における「障害児の特例」が適用される。

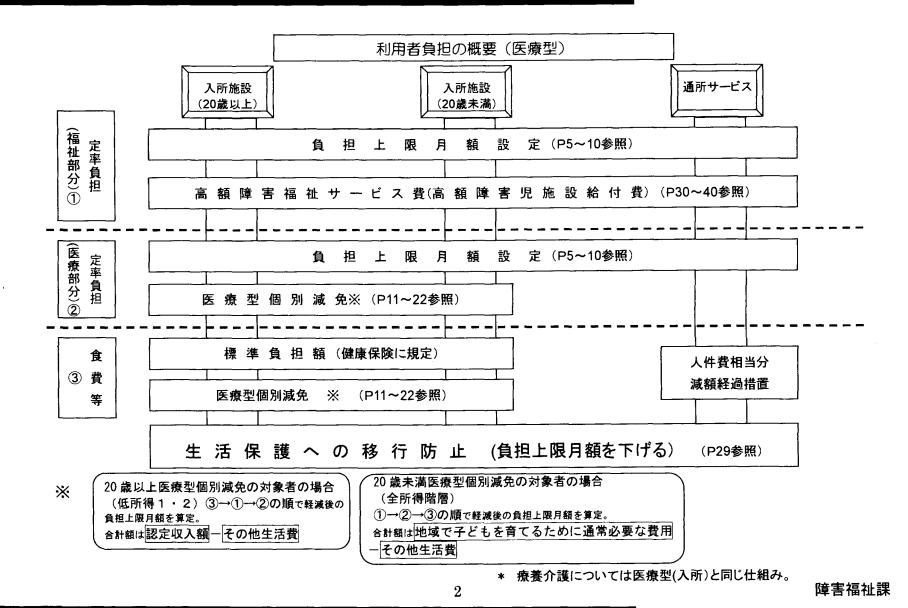
障害福祉サービス・ 障害児施設支援の 利用者負担認定の手引き

【平成22年4月版】

Ver. 5

障害福祉課

※注1 旧法知的障害者通勤寮、宿泊型自立訓練、継続的短期滞在型生活訓練、精神障害者退院支援施設利用型生活訓練及び精神障害者 退院支援施設利用型就労移行支援を含む。



(MEMO)

障害福祉課

目 次

序。和	川用者負担の	の概	要につ	いて	(図表)				•		1
第1.	所得区分割	認定	、個別》	咸免、	補足約	合付の	認定方	法に	つい	て	5
		2	負担上限 医療型個 補足給付	別減免	について	· · ·					11
第2.	生活保護	• 境	界層対	象者に	対する	る負担	軽減指	置に	つし	いて	29
第3.	高額障害	福祉	サービ	ス費等	手につし	ハて・			•		30
		1.	高額障害	福祉サ	ービス書	豊等の質	定の原	則・・			32
		2.	高額障害	福祉サ	一ビス書	豊等の質	定の特	例・・		• •	33
		3.	高額障害	福祉サ	ービス	き等の()	還の流	れにつ	いて		40

第1 所得区分認定、医療型個別減免、補足給付の認定方法について

- 1 負担上限月額を定める際の所得区分の設定について
 - 所得区分の設定の際に低所得1の区分に該当するか否かの判定に当たっては、市町村及び都道府県(以下「市町村等」という。)の事務負担を考慮し、 税情報を基本とする。

さらに、税情報に加えて、税情報では収入額を把握できないが、障害者に対する一般的な制度として給付される収入として、障害年金や、手当等による収入額を加えて判定することとする。

(1) 【具体的な区分の算定方法】

- 利用者負担の月額上限月額については、利用者本人(支給決定保護者)の 属する世帯(※)の収入等に応じて、以下の5区分に設定する。(障害者自立 支援法施行令(以下「令」という。)第17条第1項及び児童福祉法施行令(以 下「児令」という。)第27条の2第1項に規定。なお、療養介護医療につい ては、令第42条の4第1項、障害児施設医療については児令第27条の1 1第1項に規定。)
 - (※) 平成20年7月に実施した世帯の範囲の見直しにより、障害者(加齢児の場合を含み、施設に入所する20歳未満の者を除く。以下「世帯見直し対象者」という。) である場合に係る「世帯」の範囲については、当該障害者及び配偶者としている。生活保護に係るものを除き、以下、このマニュアルにおける「世帯員」「世帯全員」等の用語を含む「世帯」について同じ。
- ① 生活保護・・・生活保護受給世帯(「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進 及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」による支援給付 受給世帯についても同様の取扱い。)

生活保護世帯の考え方については平成20年7月に行った世帯の範囲の見直しは適用せず、従前のとおりである。

このため、例えば障害者本人のみの所得を勘案すれば低所得1に該当する場合であっても、生活保護受給世帯である場合は当該区分に該当する。

② 低所得 1・・・市町村民税世帯非課税者(注)であって障害者又は障害児の 保護者の収入が年間 8 0 万円以下である者

(所得区分認定)

具体的には以下のとおり。

- ア) 市町村民税世帯非課税者であること (注)
- イ) アに該当するもののうち、以下の合計額が年間80万円以下である者
- ① 地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額 (合計所得金額がマイナスとなる者については、O とみなして計算する)
- ② 所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額
- ③ その他厚生労働省令で定める給付
 - ・国民年金法に基づく障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「法律第34号」という。)第1条の規定による改正前の国民年金法に基づく障害年金
 - ・厚生年金保険法に基づく障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金並びに改正前 の厚生年金保険法に基づく障害年金
 - ・船員保険法に基づく障害年金及び障害手当金並びに改正前の船員保険法に基づく障害年金
 - ・国家公務員共済組合法に基づく障害共済年金、障害共済一時金及び遺族共済年金並 びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第105号) 第1条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づく障害年金
 - ・地方公務員等共済組合法に基づく障害共済年金、障害共済一時金及び遺族共済年金 並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第108号) 第1条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法に基づく障害年金
 - ・私立学校教職員共済法に基づく障害共済年金、障害共済一時金及び遺族共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第106号) 第1条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく障害年金
 - ・厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業 団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第16条 第4項に規定する移行農林共済年金のうち障害共済年金、同条第6項に規定する移 行農林年金のうち障害年金及び同法附則第25条第4項各号に掲げる特例年金給付 のうち障害を支給事由とするもの
 - ・特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づく特別障害給付金
 - 労働者災害補償保険法に基づく障害補償給付及び障害給付
 - ・国家公務員災害補償法(他の法律において準用する場合を含む。)に基づく障害補 償
 - ・地方公務員災害補償法に基づく障害補償及び同法に基づく条例の規定に基づく補償 で障害を支給事由とするもの
 - ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手 当及び特別障害者手当並びに法律第34号附則第97条第1項の規定による福祉手当

(所得区分認定)

- ③ 低所得2・・市町村民税世帯非課税者のうち、②に該当しないもの
- ④ 一般 1・・市町村民税課税世帯に属する者のうち、ア又はイに該当し、かつ、市町村民税所得割額が16万円(障害児(加齢児を除く。)及び20歳未満の施設入所者にあっては28万円)未満のもの
 - ア 居宅で生活をする者

居宅で生活をする者(グループホーム及びケアホームに居住する者並びに宿泊型自立訓練、継続的短期滞在型生活訓練、精神障害者退院支援施設利用型生活訓練及び精神障害者退院支援施設利用型就労移行支援を受けている者を除く。以下同じ。)

- イ 20歳未満の施設入所者

20歳未満の者であって、指定療養介護事業所、指定障害者支援施設、 障害者自立支援法附則第21条第1項に規定する特定旧法指定施設(通所 による支援を行うものを除く。)又は指定知的障害児施設等に入所又は入 院している者(以下「20歳未満の施設入所者」という。)

なお、市町村民税所得割額については、申請者の属する世帯に属する者の 市町村民税所得割額(※)の合計額とする。また、当該額は、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する標準税率で計算された税額とし、自治体 が標準税率によらない税率で課税している場合は、標準税率で計算した税額 により判断すること。

- ※ 市町村民税所得割額の算定に当たっては、「住宅借入金等特別税額控除」(地方税 法附則第5条の4)及び「(ふるさと納税制度による) 寄附金税額控除」(地方税法 第314条の7)による税額控除前の所得割額で判定を行うこととする。
- ※ 平成 22 年 7 月以降は、地方税法附則第 5 条の 4 の 2 に規定する住宅借入金等特別税額控除についても、税額控除前の所得割額で判定を行うこととなる。
- ⑤ 一般2・・市町村民税課税世帯に属する者のうち、④に該当しないもの
- (注)市町村民税世帯非課税者・・その属する世帯の世帯主を含むすべての世帯員が障害福祉サービスを受ける日の属する年度(障害福祉サービスを受ける日の属する月が4月から6月までである場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ)が課されていない者又は当該市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である世帯に属する者
- 〇 障害福祉サービス (療養介護を除く。)及び障害児施設支援 (医療型の障害 児施設支援を除く。)を利用する場合については、市町村民税非課税世帯の属 する者であれば、本人の収入にかかわらず、負担上限月額が O 円となるため、

(所得区分認定)

-48-

「低所得1」及び「低所得2」(以下「低所得」と総称する。)を区分する必要はない。

したがって、この場合については、市町村民税の課税状況が分かる資料をもって所得区分を「低所得」と設定して差し支えない。

○ 療養介護及び医療型障害児施設を利用する場合については、療養介護医療費及び障害児施設医療費に係る利用者負担が発生することを踏まえ、市町村民税非課税世帯に属する者について、本人の年収を把握し、「低所得1」又は「低所得2」の区分を設定すること。

(2) 【手続き等】

○ 障害者の申請により、どの区分に該当するか市町村等が認定する。(申請がなければ、基本的に⑤の世帯に該当するものとみなす。)

現在すでに障害福祉サービスを利用している障害者については、区分を設 定するため、申請を出すように周知することが必要。

- ※ 負担上限月額の申請と支給決定の申請は別の申請であるが、市町村等の事務の便宜上、支給決定の申請様式と負担上限月額の申請様式で共通化できる部分を共通化して利用することは可能。
- 申請する際に、添付する必要のある書類は下記のとおり。

なお、障害者自立支援法又は児童福祉法に基づき、市町村等が必要な情報について調査を行うことは可能であるが、円滑に事務を行うため、申請の際に、必要な税情報、手当の受給状況等について調査同意を取る取扱い等を行うことは差し支えない。

本人の添付書類により状況が確認できる場合は、添付書類で確認する。添付 書類だけで確認できない場合は、必要に応じ、税部局や社会保険事務所等に確 認する。

- ① 利用者の属する世帯の市町村民税の課税状況等が分かる資料
 - ・市町村の証明書(利用者の属する世帯全員の市町村民税の課税・非課税の状況)
 - ・生活保護世帯であれば、福祉事務所の証明書等
- ② 利用者の属する世帯の障害年金等、特別児童扶養手当等の受給状況が分かる資料
 - ・年金証書の写し、振込通知書の写し
 - ・特別児童扶養手当等の証書の写し
 - ※この場合、通帳の写しの添付を強制するものではないことを申し添える。
- 上記①の資料のみで、所得区分が設定できる場合は、上記②の資料の提出を 求める必要はない。ただし、補足給付を受ける場合については、本人の収入を

(所得区分認定)

把握する必要があることに注意すること。

- 世帯の範囲については支給決定を受けた者(障害者又は障害児の保護者)が 属する住民基本台帳上の世帯を原則とする。
 - → 同一の世帯に属する者を確認するため、住民票の提出を求める等により 世帯の範囲の確認を行う必要がある。

ただし、施設に入所する20歳未満の障害者又は障害児(以下「20歳未満入所障害者等」という。)については、市町村民税非課税かどうかの認定は保護者等の当該20歳未満入所障害者等を監護する者の属する世帯として認定を行う。

○ 負担上限月額については、原則として、施設入所者は毎年7月に、それ以外 の者については年1回支給決定月に、直近に把握した所得状況に基づき負担上 限月額を認定する。

ただし、市町村等の判断により必要に応じて利用者負担の見直しを行うことは差し支えない。

〇 世帯員の構成等世帯の状況が変化した場合は、世帯の状況が把握できる書類 を添付の上、速やかに変更の届出をしてもらう。負担上限月額の変更の必要が あれば、翌月の初日から変更する。ただし、申請日が月の初日の場合は、当該 月の初日から変更すること。

失業等により前年から大幅に収入が変動している場合等については、障害者 自立支援法第31条及び児童福祉法第24条の5の規定により、90%から1 00%の間で市町村等が定めた割合の給付率で介護給付費等を支給すること ができる。

なお、障害者自立支援法第31条及び同規則第32条において、世帯の生計を主として維持する者に係る財産の著しい損害等の特別の事情が規定されているが、ここでいう「世帯」についても、原則として障害者本人及び配偶者で判断することとする。

- (3) 【未申告者の取扱いについて】
- 非課税であることから、申告をしておらず、課税・非課税の確認がとれない 方については、原則として、申告し、非課税の証明書を取り、提出するよう促 すこととする。
- ただし、当分の間は、利用者の所得状況の把握に関する市町村等の事務量が増えることから、市町村民税世帯非課税者であると市町村等が判断可能な場合等については、未申告であることをもって市町村民税世帯非課税者であるとみなす取扱いをすることができることとする。

(所得区分認定)

○ なお、上記の者については、合計所得金額が確定できず、収入が80万円以下であることの確認がとれないため、低所得2として取り扱うことが原則と考えられるが、市町村等の判断により、その者を低所得1とみなす取扱いをする場合は、障害基礎年金1級を受給する者とのバランスを失することがないよう、その者の収入状況等を十分に確認した上で取り扱うよう留意されたい。

(4)【負担上限月額について】

I 介護給付費及び訓練等給付費並びに障害児施設給付費に係る所得区分及び 負担上限月額

	所得区分	
	生活保護	
/正元/9	低所得 1	ОШ
低所得	低所得 2	0円
	居宅で生活する障害児(加齢児を除く。)	4,600円
一般 1	居宅で生活する障害者(加齢児を含む。) 及び20歳未満の施設入所者	9,300円
	一般 2	

○ 同一の保護者(一般1の所得区分の属する者に限る。)に係る複数の障害児が、障害児施設支援を受けている場合の負担上限月額は、該当する負担上限月額のうち最も高い額とする。

なお、複数の法におけるサービスを受けている場合は、それぞれの法において負担上限月額を決定する。この場合においては、高額障害福祉サービス費における「障害児の特例」が適用される。

Ⅱ 療養介護医療費及び障害児施設医療費に係る所得区分及び負担上限月額

所得区分	負担上限月額
生活保護	0円
低所得 1	15,000円
低所得 2	24,600円
一般 (一般 1 · 2)	40,200円

2 医療型個別減免について

医療型障害児施設及び療養介護(以下「医療型障害児施設等」という。)の利用 者負担の認定の際には以下の取扱いにより負担上限月額を認定する。

※ 通所型の医療型障害児施設については、医療型個別減免の対象とはならない。

<20歳以上の入所者の場合>

· (1) 【手続き等】

障害者の申請により、障害者の収入額を市町村等が認定する。(申請がなければ、医療型個別減免は行わない。)

* 療養介護事業については、実施主体が市町村である。

(2) 【対象者】

〇 市町村民税世帯非課税である者(低所得1・2)は、医療型個別減免の対象 とする。

具体的な基準は以下のとおり。

※ 住民票が入所(入居)前の世帯に残っている場合(配偶者が同一の住民票にある場合を除く。)であっても、医療型個別減免の対象として差し支えない。なお、配偶者が同一の住民票にある場合であっても、市町村等において、単身世帯と同様の生活状況にあると個別に判断した場合においては、住民票が施設等になくても、医療型個別減免の対象として差し支えない。

なお、住民票の取扱いについては、住民基本台帳法の趣旨に沿って、適切に取り扱われるものであるので、あらかじめ申し添える。

- ※ なお、以下の資産については、実際に資産を利用できる状態となった場合には、収入認定する。
 - ア) 将来、現金化された際に収入認定することが可能である保険商品や個人 年金等の一定期間は利用できない状態にある資産
 - ・生命保険料控除、個人年金保険料控除の対象となっている個人年金等
 - イ)親等が障害者を受益者として設定する信託財産(具体的には以下のもの)
 - ・相続税法(昭和25年法律第73号)第21条の4に規定する特別障害者扶養信託契約に基づいて信託された相続税法施行令(昭和25年政令第71号) 第4条の10に規定する財産(いわゆる「特定贈与信託」)
 - その他これらに準ずるものとして市町村等が認めたもの
 - ※ 特定贈与信託に準ずるもの

個人(親等)を委託者、信託会社又は信託業務を営む金融機関を受託者、障害者を受益者とする他益信託のうち以下の要件を満たすものとする。

(補足給付)

-52-

- ① 個人(親等)以外の一人の障害者を信託の利益(元本受託権及び収益権)の全部の 受益者とする契約であること。
- ② 当該信託契約に基づく障害者に係る信託財産の交付に係る金銭(収益の分配を含む。)の支払は、当該障害者の生活又は療養の需要に応じるため、定期に、かつ、その実際の必要に応じて適切に、行われることとされていること。
- ③ 当該信託契約に基づき信託された財産*の運用は、安定した収益の確保を目的として適正に行うこととされているものであること。
- *特定贈与信託契約において信託できるものとされた財産と同様の財産とする。
- ④ 当該信託契約に、当該契約に基づく信託に係る信託受益権については、その譲渡に係る契約を締結し、又はこれを担保に供することができない旨の定めがあること。(ただし、遺贈はできる。)

(3) 【添付種類等】

〇 障害者が申請する際に添付する必要のある書類は以下のとおり。市町村等に おいて必要がないと判断できるものは適宜省略して差し支えない。

<収入の状況が分かる書類>

- ① 本人の収入額が分かるもの
 - 年金証書、振込通知書、手当の証書等
 - ・ 工賃等の就労収入額の証明書 (通所している先の事業所等の証明)
 - 源泉徴収票
 - 市町村の課税・非課税証明書
 - ・ 市町村が支給する手当等の額が分かる書類
 - その他申告の内容により必要と認められる書類
- ② 必要経費の額が分かるもの
 - 市町村の課税・非課税証明書
 - 国民健康保険の保険料等を納付した証明書等
- ③ その他
 - 市町村等が必要と認める資料
- 原則として、申告の際に必要な通帳の写しや税の証明書等が添付されていればよいこととする。

ただし、申告の内容に虚偽の疑いがあると市町村等が判断した場合等については、必要に応じて調査を行うこととする。

(具体的な調査方法の例)

- ・税部局に対する情報の確認
- ・申請者の居住する場所から最寄りの主要な金融機関への問い合わせ

(4) 【減免後の額を計算する際の収入の種類】

○ 医療型障害児施設等に係る収入額の認定については、収入を2種類に分類することとする。

具体的には、障害児施設支援等を受ける日の属する前年(障害児施設支援等を受ける日が1月~6月である場合にあっては、前々年)の収入の合計額を12で除した額(端数については切捨て)をもとに算出する。(年間の収入、前年の収入を把握することが困難な場合は、平均的な月収として市町村等が認める額とする。)

その際、障害児施設支援等のあった月の属する前年(障害児施設支援等のあった月が1月~6月である場合にあっては、前々年)にかかる必要経費を12で除した額(端数については切捨て)を控除した上で算定すること。

ア) 負担を取らない収入

- 〇 特定目的収入··国、地方公共団体等から特定の目的に充てるために支給されるもの
- ・ 地方公共団体から医療費の自己負担分として支給される手当
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される医療特別手当及び特別手当のうち、生活保護基準の放射線障害者加算に相当する額
- 児童手当法により支給される児童手当等利用者本人の生活費以外の用途 に充てることとされている金銭
- 生活保護法において収入として認定されないこととされている収入
- イ) 負担を取る収入 アを除く収入
- ウ) 必要経費とするもの
 - ・租税の課税額
 - ・社会保険料(65歳以上の施設入所者については、介護保険料を除く。)

(5) 【医療型個別減免の適用に当たっての算定手順】

I 負担限度額の算定方法

イからウを差し引いた額を12で除した数(端数については、切捨て。以下「認定収入額」という。)

負担限度額(月額)=認定収入額-その他生活費※

※ その他生活費の額

- ab及びc以外の者 2.5万円
- b 障害基礎年金1級受給者、60~64歳の者、65歳以上で重症心身障害児施設入所者、療養介護利用者 2.8万円
- c 65 歳以上(重症心身障害児施設入所者、療養介護利用者を除く。) 3.0万円

Ⅱ 各部分ごとの負担上限月額の算出内訳

(補足給付)

-54-

①食費、②福祉部分の定率負担、③医療部分の定率負担の合計額がIで算出した負担限度額となるよう①→②→③の各部分ごとの順番で負担上限月額を設定していく。(端数については切捨て)

- 注 平成22年4月以降は、低所得者(市町村民税非課税世帯に属する者)に係る福祉部分の負担上限月額は0円になるが、医療型個別減免における食費負担限度額及び医療部分の負担上限月額の決定に当たっては、従前(平成22年3月以前)どおり、いったん福祉部分の利用者負担が発生するものとして計算することとなる。(最後に、当該計算の過程で算出された福祉部分の負担上限月額を0円に置き換える。)
- ① 食費負担限度額 食費負担限度額(月額)=食事療養に係る標準負担額×31日
- ② 福祉部分の負担上限月額
 - ア・福祉部分の1割負担額と(1)で決定した所得区分に応じた福祉部分の 従前(平成22年3月以前)の負担上限月額を比較し、小さい額を選定す る。

(低所得2であれば、月額単位*×10円×30.4日×0.1と24,600円を比較する。)

* 利用する施設に応じ、平均単位数をあらかじめ設定する。

☆ケース1 ①で算出した食費負担限度額+②アで選定した福祉部分の負担上限月額+その他生活費>認定収入額となる場合

②イ 福祉部分の負担上限月額=

認定収入額ー(その他生活費+①)

③ <u>医療部分の</u>負担上限月額= O円

☆ケース2 ①で決定した食費負担限度額+②アで選定した福祉部分 の負担上限月額+その他生活費<認定収入額となる場合

②'イ 福祉部分の負担上限月額

=②アで選定した額

- ③' 医療部分の負担上限月額
 - ※ 医療部分の1割負担額と所得区分に応じた医療部分の負担上限月額を

比較し、小さい額を選定する。····A

※ 医療部分の1割負担額については、利用施設等の平均医療費等で設定

医療部分の負担上限月額

=認定収入額- (その他費用+①+②' イ) ····B

もし、B>Aであるならば、Aの額が<u>医療部分の</u>負担上限月額となる。 また、A>Bであるならば、Bの額が医療部分の負担上限月額となる。

Ⅲ 各部分ごとの負担上限月額の決定

Ⅱにより算出された福祉部分の負担上限月額をO円に置き換える。 その結果、平成22年4月以降の各部分ごとの負担上限月額は、

☆ Ⅱのケース1の場合

- ① 食費負担限度額(月額)=食事療養に係る標準負担額×31日
- ② 福祉部分の負担上限月額=0円
- ③ 医療部分の負担上限月額=0円

☆ Ⅱのケース2の場合

- ① 食費負担限度額(月額)=食事療養に係る標準負担額×31日
- ② 福祉部分の負担上限月額=0円
- ③ 医療部分の負担上限月額= II の③'により算出した額
- 〇 受給者証には、決定した食費負担限度額、<u>福祉部分</u>の負担上限月額、<u>医療</u> <u>部分</u>の負担上限月額を記載する。
- なお、医療型個別減免によって当初の負担上限月額から引き下げられた額 については、
 - 医療部分:障害児施設医療費※ により給付されることになる。
 - ※療養介護については、「障害児施設医療費」は「療養介護医療費」に置き直す ものとする。以下同じ。)

(補足給付)

-56-

計算例1 低所得2で負担限度額が55,000円 医療費の1割負担額50,000円で重症心身障害児施設利用の場合862単位 (認定収入額83,000円)

① 食費について

低所得2で食事療養費標準負担額480円(1日当たり)×31日=14,880円 (※対象者の健康保険上の標準負担額を確認すること。)

② 福祉部分の負担上限月額について

862 単位×10 円×30. 4 日×0. 1=26, 204 円

上記により計算した金額と福祉部分の従前の負担上限月額 24,600 円を比較し、低い金額を選定。この場合は、24,600 円となる。

14,880 円 + 24,600 円 + 28,000 円 < 83,000 円 → ケース 2

よって、<u>福祉部分</u>の負担上限月額(計算過程における負担上限月額)は、 24,600円

③ 医療部分の負担上限月額について

医療費の1割 50,000円と医療部分の負担上限月額24,600円を比較し、 低い金額である24,600円を選定・・・・A

83,000 円- (28,000 円+14,880 円+24,600 円) =15,520 円・B A>Bのため、15,520 円

【各部分ごとの負担上限月額の決定】

福祉部分の負担上限月額

0円

(←②で算出した 24,600 円を0円に置き換える。)

医療部分の負担上限月額

15,520円

食費負担限度額

14,880円

計

30,400円 となる。

計算例2 低所得1で負担限度額が41,000円 医療費の1割負担額50,000円 重症心身障害児施設利用の場合862単位 (認定収入額66,000円)

① 食費について

低所得1で食事療養費標準負担額480円(1日当たり)×31日=14,880円 (※対象者の健康保険上の標準負担額を確認すること。)

② 福祉部分の負担上限月額について

862 単位×10 円×30.4 日×0.1=26,204 円

上記により計算した金額と福祉部分の従前の負担上限月額 15,000 円を比較 し、低い金額を選定。この場合は、15,000 円となる。

14,880 円+15,000 円+25,000 円 <66,000 円 → ケース 2 よって、<u>福祉部分の</u>負担上限月額(計算過程における負担上限月額)は、 15,000 円

③ 医療部分の負担上限月額について

医療費の1割 50,000円と医療費負担上限額15,000円を 比較し、低い金額である15,000円を選定・・・・A

66,000 円- (25,000 円+14,880 円+15,000 円) =11,120 円・B A>Bのため、11,120 円

【各部分ごとの負担上限月額の決定】

福祉部分の負担上限月額

οЩ

(←②で算出した 15,000 円を0円に置き換える。)

医療部分の負担上限月額

11.120円

食費負担限度額

14,880円

•

26,000円 となる。

<20歳未満の入所者の場合>

(1) 【手続き等】

障害者等の申請により、障害者等の収入を市町村等が認定する。(申請がなけ れば、医療型個別減免は行わない。)

なお、18、19歳の障害者については、民法上、保護者に障害者を監護する 義務があることを考慮し、保護者等の障害者を監護する者の属する世帯の所得区 分を認定して、決定する。

(2)【対象者】

→すべての所得区分の者が対象

(3)【添付書類等】

所得区分の設定の際の【添付書類等】と同様

(4) 【医療型個別減免の適用に当たっての算定手順】

[負担限度額の算定方法

地域で子どもを育てるために通常必要な費用から、その他生活費を差し引い た額とする。

負担限度額(月額)

━地域で子どもを育てるために通常必要な費用─その他生活費

- ※ 地域で子どもを育てるために通常必要な費用

一般 2 79,000 円 一般 1、低所得 1・2 50,000 円

※ その他生活費の額

18・19歳 25,000円

18 歳未満 34,000 円

Ⅱ 各部分ごとの負担上限月額の算出内訳

①福祉部分の定率負担、②医療部分の定率負担、③食費の合計額が I で算出 した負担限度額となるよう①→②→③の各部分ごとの順番で限度額を設定し ていく。(端数については切捨て)

注 平成22年4月以降は、低所得者(市町村民税非課税世帯に属する者)に 係る福祉部分の負担上限月額は0円になるが、医療型個別減免における食費 負担限度額及び医療部分の負担上限月額の決定に当たっては、従前(平成2 2年3月以前)どおり、いったん福祉部分の利用者負担が発生するものとし て計算することとなる。(最後に、当該計算の過程で算出された福祉部分の 負担上限月額を〇円に置き換える。)

① 福祉部分の負担上限月額

福祉部分の1割負担額と所得区分に応じた福祉部分の従前の負担上限月額を比較し、小さい額を選定する。

(低所得2であれば、月額単位×10円×30.4日×0.1と15,000円*を比較する。)

* 低所得 1 ・ 2、一般 1 の場合も、②以降の算出上 15,000 円 (15,000 円を下回る場合は、福祉部分の 1 割負担額)で計算する。最終的な<u>福祉部分の</u>負担上限月額は、低所得 1 ・ 2 については 0 円と、一般 1 については福祉部分の 1 割負担額と 9,300 円のいずれか小さい額となる。

②ア 医療部分の負担上限月額

医療費の1割負担額※と所得区分に応じた医療部分の負担上限月額を 比較し、小さい額を選定する。

※ 医療部分の1割負担額については、利用施設等の平均医療費等で設定

☆ケース1 ①で選定した福祉部分の負担上限月額+②アで選定した医療部分の負担上限月額+その他生活費>地域で子どもを育てるために通常必要な費用となる場合

②イ 医療部分の負担上限月額

- =地域で子どもを育てるために通常必要な費用→(その他生活費+①)
- ③ 食費負担限度額(月額) 0円

☆ケース2 ①で選定した福祉部分の負担上限月額+②アで選定した 医療部分の負担上限月額+その他生活費<地域で子どもを 育てるために通常必要な費用となる場合

- ②'イ 医療部分の負担上限月額 = ②ア
- ③'食費負担限度額(月額)

食事療養費標準負担額×31日····A

地域で子どもを育てるために通常必要な費用-(その他生活費+①+

(補足給付)

-60-

②' イ) ·····B

もし、B>Aであるならば、Aの額が食費負担限度額となる。 もし、A>Bであるならば、Bの額が食費負担限度額となる。

- 受給者証には、決定した<u>福祉部分の</u>負担上限月額、<u>医療部分の</u>負担上限 月額、食費負担限度額を記載する。
- なお、医療型個別減免によって当初の負担上限月額から引き下げられた 額については、
 - 医療部分:障害児施設医療費※
 - 食費:障害児施設医療費※

により給付されることになる。

※計算例1 17歳で重症心身障害児施設に入所 低所得2 862 単位 医療費の1割負担額60,000円

① 福祉部分の負担上限月額について

862 単位×10 円×30.4 日×0.1=26.204 円

上記により計算した金額と算出上の負担上限月額 15,000 円を比較し、低い金額である 15,000 円をこの後の計算に用いる。実際の負担金額は、 0円となる。

②ア 医療部分の負担上限月額について

医療費の1割60,000円と医療部分の負担上限月額24,600円を比較し、 低い金額である24,600円を選定

15,000 円+24,600 円+34,000 円>50,000 円 →ケース 1

②イ 医療部分の負担上限月額について

50,000 円- (34,000 円+15,000 円) =1,000 円

③ 食費負担限度額 0円

福祉部分の負担上限月額

0円

医療部分の負担上限月額

1,000円

食費負担限度額

0円

計

1,000円 となる。

(補足給付)

-62-

※計算例2 17歳で肢体不自由児施設に入所 一般2 136 単位 医療費の1割負担額 60,000 円

① 福祉部分の負担上限月額について

136 単位×10 円×30.4 日×0.1=4.134 円

上記により計算した金額と福祉部分の負担上限月額 37,200 円を比較し、 低い金額である 4,134 円に決定

②ア 医療部分の負担上限月額について

医療費の1割60,000円と医療部分の負担上限月額40,200円を比較し、 低い金額である40,200円を選定

4, 134 円 + 40, 200 円 + 34, 000 円 < 79, 000 円 →ケース 2

②'イ 医療部分の負担上限月額

40, 200 円

③'食費負担限度額について

一般2で食事療養標準負担額 780 円 (1日当たり) ×31 日=24, 180 円 ····A

地域で子どもを育てるために通常必要な費用- (その他生活費+①+②'イ)=79,000円-(34,000円+4,134円+40,200円)=666円・・・・B

A>Bのため、666円

福祉部分の負担上限月額 4,134 円 医療部分の負担上限月額 40,200 円

食費負担限度額 666 円

計 45,000円 となる。

<参考 医療型障害児施設通所者の場合>

通所者については、医療型個別減免及び補足給付は適用されないため、福祉部分と医療部分についての負担上限月額のみ適用される。

※ 食費についても、医療保険制度の適用にならないため、福祉型施設と同様に 生活保護、低所得1・2及び一般1に対する食費の軽減措置が適用される。

3 補足給付の認定について

- 〇 施設入所者(※)の低所得者にかかる食費・光熱水費の実費負担を軽減するため補足給付(障害者については特定障害者特別給付費、障害児については特定入所障害児食費等給付費)を支給する。
- 〇 補足給付を支給するに当たっては、支給決定時に20歳以上の入所者については、個別減免の定率負担額を支払った後に、手元に一定額が残るよう、補足給付を支給する。また、支給決定時に20歳未満の入所者については、地域で子どもを養育するために通常要する程度の負担となるように補足給付を支給する。

年齢については、利用者負担見直し時に確認する。

- ※ 住民票が入所(入居)前の世帯に残っている場合(配偶者が同一の住民票にある場合を除く。)であっても、補足給付の対象として差し支えない。なお、配偶者が同一の住民票にある場合であっても、市町村等において、単身世帯と同様の生活状況にあると個別に判断した場合においては、住民票が施設等になくても、補足給付の対象として差し支えない。
- I 支給決定時に20歳以上の入所者(旧法知的障害者通勤寮入所者除く。)
 - (1) 【手続き等】

障害者の申請により、障害者の収入額を市町村等が認定する。(負担上限月額の認定の申請と併せて行う。)

このため、現在すでに入所している障害者については、申請を出すように周知することが必要。

- (2)【補足給付の対象者】・・・生活保護、低所得(低所得1・2)の者
- (3) 【添付書類等】

<収入の状況が分かる書類>

(所得区分の設定の添付書類で足りる場合はそれにより確認)

- ① 本人の収入額が分かるもの
 - 年金証書、振込通知書、手当の証書等
 - 工賃等の就労収入額の証明書(通所している先の事業所等の証明).
 - 源泉徴収票
 - 市町村の課税・非課税証明書
 - ・ その他申告の内容により必要と認められる書類
- ② 必要経費の額が分かるもの
 - 市町村の課税・非課税証明書
 - ・ 国民健康保険の保険料等を納付した証明書等

ただし、申告の内容に虚偽の疑いがあると市町村等が判断した場合等については、必要に応じて調査を行うこととする。

(補足給付)

-64-

(4) 【具体的な認定方法】

- 原則として、負担上限月額の認定の申請と併せて行う。
- 収入額については、申告の際に必要な通帳の写しや税の証明書等が添付されていればよいこととする。(所得区分の設定の際の添付書類を活用する)
- 補足給付の算定に係る収入額については、

障害福祉サービスを受ける日の属する前年(障害福祉サービスを受ける日の属する月が1月~6月である場合にあっては、前々年)の収入の合計額を12で除した額(端数については切捨て)をもとに算出する。(年間の収入、前年の収入を把握することが困難な場合は、平均的な月収として市町村等が認める額とする。)

その際、ウの障害福祉サービスのあった月の属する前年(障害福祉サービスのあった月が1月~6月である場合にあっては、前々年)にかかる必要経費を12で除した額(端数については切捨て。)をイから控除した額をもとに負担額を算定すること。

ア) 負担を取らない収入

- 〇 特定目的収入・・国、地方公共団体等から特定の目的に充てるため に支給されるもの
 - ・地方公共団体から医療費の自己負担分として支給される手当
 - ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される医療特別手当及び特別手当のうち、生活保護基準の放射線障害者加算に相当する額
 - ・児童手当法により支給される児童手当等利用者本人の生活費以外の 用途に充てることとされている金銭
 - ・生活保護法において収入として認定されないこととされている収入 (心身障害者扶養共済の給付金については、生活保護法において収入 として認定されないこととされている収入として認定する。)
- ※ 地方公共団体又はその長から家賃補助等の施設に入所することによってかかる費用について補助するものについては、すでに補足給付により施設に入所することによりかかる食費・光熱水費等について公費が給付されているため、グループホームとは異なり、特定目的収入としない。

イ)負担を取る収入(アを除く収入)

- ① 就労等収入・・就労により得た収入又は国により稼得能力の補填と して給付される収入
 - (1) 就労収入
 - ・工賃等の就労により得た収入
 - (2) 年金等収入
 - ・負担上限月額の区分のうち低所得1の収入額が80万円として算定

(補足給付)

24

されるもののうち、②の公的年金等、③その他厚生労働省令で定める給付と同じ給付

- ・雇用保険による失業等給付、健康保険の傷病手当
- ・その他地方公共団体等が支給するもののうち、公的年金に相当する ものとして市町村等が判断するもの

(公的年金に相当するもの)

- ・外国籍の無年金の障害者に対して年金と同様の額を地方公共団体が 支給するもの等
- ② その他の収入・・イ①以外(アを除く)のすべての収入
 - ・不動産等による家賃収入
 - ・地方公共団体から支給される手当(①に該当しない福祉手当等)。 ただし生活保護法において収入として認定されない額までは認定しない。
 - ・親等からの仕送り 等

ウ) 必要経費とするもの

- ・租税の課税額
- ・社会保険料(65歳以上の施設入所者(旧法療護施設入所者等の介護 保険の適用除外になる者を除く。)については、介護保険 料を除く。)

(補足給付)

TO KIN

-66-

- (5) 【具体的な計算方法】
- 補足給付については、日額として額を確定する。
- 〇 算定手順としては、月収をもとに算定した月額の補足給付を30.4で除して日額を算定(1円未満切り上げ)する。
- ① 上記イからウを控除した額を12で除して得た額(端数については、切捨て。以下「認定収入額」という。)から24,000円までの就労収入額の全額と24,000円を超える就労収入額があった場合は超えた額に30%を乗じて得た額を除して得た額(以下「控除後認定収入額」という。)が66,667円以下の場合
 - ※ その他生活費の額(補足給付の算定の際に用いる額)
 - ab及びc以外の者 2.5万円
 - b 障害基礎年金1級受給者、60歳~64歳の者、65歳以上で身体障害者療 護施設入所者、施設入所支援に合わせ生活介護を利用する者 2.8万円
 - c 65歳以上(旧法身体障害者療護施設入所者、施設入所支援に合わせ生活介護を利用する者を除く) 3.0万円

負担限度額(月額)=控除後認定収入額-その他生活費の額*

補足給付額(月額)=58,000円-負担限度額(月額)

補足給付額(日額) = 補足給付額(月額) ÷ 3 0. 4 (1円未満切り上げ) 実際に要した費用が補足給付額を下回る場合は、実際に要した費用を補足給付額とする。

② 控除後認定収入額が66,667円を超える場合

負担限度額 (月額) = (66,667 円-その他生活費) + (控除後認定収入 額-66,667 円) × 5 0%

補足給付額(月額)=58,000円-負担限度額(月額)

補足給付額(日額)=補足給付額(月額)÷30.4(1円未満切り上げ) 実際に要した費用が補足給付額を下回る場合は、実際に要した費用を補足 給付額とする。

- 補足給付については、負担限度額と 58,000 円の差額を補足給付額として確定し、施設において実際に要した費用が 58,000 円を下回った場合について、補足給付額を減額する取扱いは取らない。ただし、実際に要した費用以上に補足給付を支払うことがないよう、実際に要した費用が補足給付額を下回る場合は、実際に要した費用まで減額して支払うこととする。
- 食費等にかかる実費負担額として、補足給付額を算定する際に計算した負担限度額以上、実費等負担にかかる費用を事業者が利用者から徴収していた場合は、補足給付は支給しないことする。

これは、食費等の実費負担について、低所得者から負担限度額を超える額の負担を求めないこととする補足給付を設けた趣旨を無にするものであるため、限度額を超えて徴収することを認めないこととするために設けるものである。

- 事業者には、あらかじめ、食費、光熱水費にかかる実費負担として利用者 から徴収する額(補足給付額と実際に実費として徴収する額)を契約書に明 示することを義務付け、事業者はその額を都道府県に届け出ること等により、 事業者が利用者より徴収している負担額について確認することとする。
- (6) 【補足給付支給に当たっての算定手順】
- ○具体的な認定や負担額の算定手順は以下の方法が考えられる。
 - ① 補足給付の対象者であることの認定を行う。 市町村民税世帯非課税者又は生活保護受給者であることを確認する。 ※ 生活保護受給者については、②~④の手続は不要である。
 - ② 対象者の月収の把握及び収入の種類の分類を行う。 対象者の年間収入を、I特定目的収入、II-①就労収入、II-②年金等収入、II-②年金等収入、II-②他の収入の4つに分類し、それぞれを12で割る。(月収の算定。端数については切捨て)年収が不明の場合は、平均的な月収として考えられる額を認定する。 必要経費についても、年間分を12で割る。(端数については切り捨て)
 - ③ 月収から、必要経費を控除する。(認定月収額の算定) ②で算定した月収のうち、Ⅲその他の収入から必要経費を控除。必要経費の 額がその他の収入より多い場合は、控除した残りの額をⅡ-②年金等収入、 Ⅱ-①就労収入の順に控除。
 - ※以下、額の算定において、
 - ・就労収入
 - 年金等収入
 - ・その他の収入

については、それぞれ必要経費控除後の額とする。

- ※以下、額の算定において、
- ・就労収入

については、必要経費控除後の額とする。

④ 就労収入控除額の算定 就労収入控除額は、次の区分により算定した額とする。

(補足給付)

-68-

- ア 就労収入が24,000円以下の場合 就労収入の額
- イ 就労収入が24,000円を超える場合 24.000円+(就労収入-24.000円)×30%

⑤ 負担限度額及び補足給付額の算定

負担限度額及び補足給付額は、次の区分により算定した額とする。

- ア 認定月収額から就労収入控除額を控除して得た額が66,667円以下である場合(ウの場合を除く。)
 - 負担限度額(月額) =認定月収額-就労収入控除額-その他生活費の額
 - (注)計算上の負担限度額が22,000円を下回る場合も、当該算定額とする(0円を下回る場合は0円)。
 - · 補足給付額(月額) = 58,000円-負担限度額(月額)
 - 補足給付額(日額)=補足給付額(月額)÷30.4(1円未満切り上げ)
- イ 認定月収額から就労収入控除額を控除して得た額が66,667円を超 える場合(ウの場合を除く。)
 - 負担限度額(月額) = (66, 667円-その他生活費の額) + (認定月収額-66, 667円-就労収入控除額) × 50%
 - 補足給付額(月額)=58.000円-負担限度額(月額)
 - 補足給付額(日額)=補足給付額(月額)÷30.4(1円未満切り 上げ)

ウ 生活保護受給者の場合

- 負担限度額(月額)=0円
- 補足給付額(月額)=58.000円
- 補足給付額(日額)=1,908円

Ⅱ 支給決定時に20歳未満の入所者(旧法知的障害者通勤寮入所者除く。)

(1) 【手続き等】

障害者等の申請により、負担上限月額の所得区分に応じて、市町村等が認定する。

このため、現在すでに入所している障害者等については、申請を出すように 周知することが必要。

なお、18,19歳の障害者については、民法上、保護者に障害者を監護する義務があることを考慮し、保護者等の障害者を監護する者の属する世帯の所 得区分を認定して、決定する。

(2)【補足給付の対象者】

すべての所得区分の者が対象

(3)【具体的な認定方法】

- 原則として、負担上限月額の認定の申請と併せて、補足給付の申請を行う。
- 負担上限月額に係る所得区分に応じて下記の額を給付。(ただし、実際に要した費用が補足給付額を下回る場合は、実際に要した費用を補足給付額とする。)
- 〇 補足給付については、負担限度額と 58,000 円の差額を補足給付額として確定し、施設において実際に要した費用が 58,000 円を下回った場合について、補足給付額を減額する取扱いは取らない。ただし、実際に要した費用以上に補足給付を支払うことがないよう、実際に要した費用が補足給付額を下回る場合は、実際に要した費用まで減額して支払うこととする。

①生活保護世帯、低所得(低所得1・2)、一般1

補足給付額(月額) = 25,000 円*(その他生活費) + 15,000 円**(定率負担相 当額) + 58,000 円 - 50,000 円(地域で子どもを養育するのに通 常要する費用) = 48,000 円

補足給付額(日額)=48,000÷30.4=1,578.9=1,579円(1円未満切上げ)

②一般2

補足給付額(月額) = 25,000 円*+定率負担額***+58,000 円-79,000 円(地域で子どもを養育するのに通常要する費用(所得階層ごと)) 補足給付額(日額) = 補足給付額(月額) ÷ 3 0.4 (1円未満切り上げ)

- * 18歳未満の場合は、教育費相当分として、25,000円に9,000円加算し、34,000円とする。
- ** 生活保護、低所得(低所得1・2)、一般1の世帯の定率負担相当額は日額単価に30.4を 乗じたものの1割と15,000円を比べ、いずれか低い額とする。
- *** 定率負担額については、当該利用者に係る単価/日×30. 4×0. 1により算出

第2. 生活保護・境界層対象者に対する負担軽減措置について

※ 平成18年3月31日社援保発第0331007号厚生労働省社会・援護局保護課長 通知「障害者自立支援法施行規則第27条等の規定が適用される要保護者(境界 層該当者)に対する保護の実施機関における取扱いについて」を参照されたい。

第3. 高額障害福祉サービス費等について

○ 同一世帯に障害福祉サービス等を利用する者が複数いる場合等に、世帯の負担を軽減する 観点から、償還払い方式により、世帯における利用者負担を月額負担上限額まで軽減を図る。

1 支給額

(1)世帯における利用者負担額が、高額障害福祉サービス費算定基準額又は高額障害児施設給付費算定基準額(3①又は②の額。以下「基準額」という。)を超える場合に、高額障害福祉サービス費又は高額障害児施設給付費(以下「高額障害福祉サービス費等」という。)を支給する。(世帯での負担額が基準額を超えないように支給する。)(注1)

(2) 一人当たりの支給額

- ・一人当たり支給額 ・・・(利用者負担世帯合算額(世帯全体の2①~③の合計額) -基準額(3①又は②の額)) ×支給決定障害者等按分率 (端数が生じた場合は世帯での負担額が基準額と同額になるよう、適宜割り振って 端数を処理するものとする。)
- 支給決定障害者等按分率=支給決定障害者等利用者負担合算額(一人当たりの2①~③の 負担額)/利用者負担世帯合算額

(支給決定障害者等按分率を算定する際には、端数処理しない。)

2 合算の対象とする費用

同一世帯に属する者が同一の月に受けたサービスによりかかる①~③の負担額を合算する。

- ① **障害者自立支援法に基づく介護給付費等に係る定率負担額** (介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費、特例訓練等給付費)
- ② 介護保険の利用者負担額

(高額介護サービス費・高額介護予防サービス費により償還された費用を除く。) ただし、同一人が障害福祉サービス等を併用している場合に限る。

- ③ 児童福祉法に基づく障害児施設給付費に係る定率負担額
- 3 高額障害福祉サービス費等算定基準額 (注2)
- ① 市町村民税課税世帯に属する者(一般1・2)

- - - 37. 200円

② 市町村民税非課税世帯に属する者(注3)(低所得(低所得1・2)及び生活保護世帯

• • • 0円

(注1)

18歳未満の兄弟で障害児施設に入所している場合など、障害児施設支援を受ける障害児が同一の世帯に複数いる場合の利用者負担額については、施設給付決定保護者は一人であることから、当該保護者について一の負担上限月額が適用される。(高額障害児施設給付費によって償還が行われるものではない。)

また、同一世帯に介護給付費等と障害児施設給付費を受けている者がいる場合には、各法における高額障害福祉サービス費等による償還がなされるものである(いずれかの法律でまとめて償還することはしない。)。この場合に合算の対象とする費用は、各法による高額費の償還前の利用者負担額であることに留意されたい。

医療部分(食事療養に係る標準負担額を含む。)に係る利用者負担額については、高額障害児施設給付費による償還の対象とならないことに留意されたい。

(注2)

- ① 世帯見直し対象者は障害者とその配偶者に係る負担額のみを合算する。ただし、住民票上の同一世帯に障害児がいる場合は当該障害者を含めて障害児に係る高額障害福祉サービス費等を算定する。なお、障害児の保護者が障害者である場合は当該障害者及び配偶者のみで障害児に係る高額障害福祉サービス費等を算定することとする。
- ② 生活保護への移行予防措置の適用を受け、低所得者(市町村民税非課税世帯に属する者)として扱われている者については、当該額とする。
- ③ 高額障害福祉サービス費等の特例については、以上の他に、(1)費用の合計(2(1)②関係)、(2)障害児の特例がある。それぞれの取扱いについては33ページ以降を参照のこと。

(注3)

平成22年4月から、低所得者(市町村民税非課税世帯に属する者)の負担上限月額及び高額障害サービス費算定基準額が0円となることに伴い、低所得者については、基準該当障害福祉サービスを受けた場合にのみ、高額障害福祉サービス費が支給されることとなる。

なお、詳細については、 $36 \sim 37$ ページの2.(1)「② 介護保険サービスとの合算の特例」を参照のこと。

(高額障害福祉サービス費等)

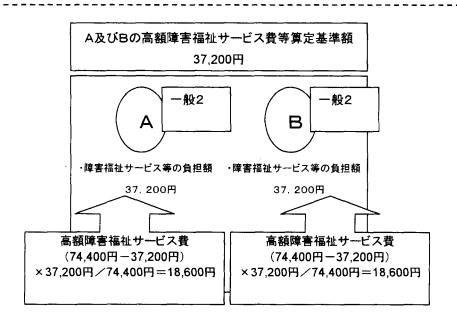
10 J 10

1. 高額障害福祉サービス費等の算定の原則

○ 同一世帯に障害福祉サービス等を利用する者が複数いる場合等に、世帯の負担を軽減する観点から、償還払い方式により、世帯における利用者負担を基準額まで軽減する。 ○ 世帯における利用者負担額が、基準額を超える場合に、高額障害福祉サービス費等 を支給する。

<具体例>

一般2世帯で、それぞれ障害福祉サービスを利用しているA、Bが、それぞれ上限額の37,200円まで利用している場合



(判定) 利用者負担世帯合算額が基準額を上回る場合、給付の対象とする。 利用者負担世帯合算額

- - 37, 200円+37, 200円=74, 400円>37, 200円
- →A、Bともに高額障害福祉サービス費の対象

(算定) 高額障害福祉サービス費はそれぞれの対象者毎に算定する。

Aの高額障害福祉サービス費

(利用者負担世帯合算額-基準額) ×支給決定障害者等按分率=当該者の高額障害福祉サービス費 (74,400 円 - 37,200 円) ×37,200 円 / 74,400 円 = 18,600 円

Bの高額障害福祉サービス費

 $(74,400 円 -37,200 円) \times 37,200 円 /74,400 円 = 18,600 円$

(高額障害福祉サービス費等)

2. 高額障害福祉サービス費等の算定の特例

(1)費用の合算の特例

①介護保険のサービスとの合算

(ア) 概要

住民基本台帳上の同一世帯に、介護保険の利用者がいる場合、その利用者負担額 について、その者が障害福祉サービス等を併用している場合に限り、合算対象とする。 なお、合算する介護保険のサービスの利用者負担は高額介護サービス費・高額介護予 防サービス費、高額医療合算介護サービス費により償還されたものを除く。

(イ)事例

くケース1>

同一世帯に、障害福祉サービスと介護保険を利用するAと介護保険のみ利用するB がいる場合。

一般2の世帯の場合	А	В
介護保険の 利用者負担額	35,000円	15,000円
	→26,040円	→11,160円
	※高額介護サービス費 による償還後負担額	※高額介護サービス費 による償還後負担額
障害福祉サービス費の 利用者負担額	37,200円	_
高額障害福祉サービス の合算後の負担額	37,200円	一 (介護保険のみ利用の ため、合算対象外)

Aの負担額が37,200円となるよう、 高額障害福祉サービス費を26,040円支給

<具体的な計算方法>

Bは介護保険のみ利用しているため、高額障害福祉サービス費の対象外

Aの負担額を計算し、上限額から負担額を引いた額が支給される。

その際、介護保険の利用料は高額介護サービス費による償還後の負担額に基づき合算する。

O Aの負担額

高額介護サービス費による償還後の負担額をもとに合算されるため、合算される額は、26,040

(高額障害福祉サービス費等)

-74-

円と37,200円の合計額(63,240円)となる。

この負担額を、37,2000円の負担となるように、高額障害福祉サービス費を支給するので、高額 障害福祉サービス費の額は、

63,240 (=26,040+37,200) -37,200=26,040円となる。

くケース2>

同一世帯に、障害福祉サービスと介護保険を利用するA、介護保険のみ利用するB 及び障害児施設支援を利用するCがいる場合。

一般2の世帯の場合	A	В	С
介護保険の利用者 負担額	35,000円 - 26,040円 ※高額介護サービス費 による償還後負担額	15,000円 →11,160円 ※高額介護サービス費 による償還後負担額	_
障害福祉サービス費の利用者負担額	37,200円		_
障害児施設給付費 の利用者負担額	- /		37,200円
高額障害福祉サー ビス等の合算後の 負担額	23,422円	- (介護保険のみ利用の ため、合算対象外)	13,778円

AとCの負担額が合わせて37,200円となるよう、高額障害福祉サービス費等を支給

(A··39,818円、C··23,422円支給)

<具体的な計算方法>

Bは介護保険のみ利用しているため、高額障害福祉サービス費の対象外。 AとCの一人当たりの負担額を計算し、上限額から負担額を引いた額が支給される。 その際、介護保険の利用料は高額介護サービス費による償還後の負担額に基づき合算する。

- A (100,440-37,200)×(26,040+37,200) ╱(26,040+37,200+37,200) =39,818(償還額)
- C (100, 440-37, 200) × 37, 200/(26, 040+37, 200+37, 200) = 23, 422 (償還額)
- ※ 端数処理については世帯での負担額が基準額となるように割り振って調整

(高額障害福祉サービス費等)

-76-

②介護保険のサービスとの合算の特例

(ア) 概要

合算の対象とする費用のうち、介護保険に係る負担額については、下記の場合は、 特例として、負担額の全部を合算の対象とせず、高額障害福祉サービス費算定基準 額までを合算の対象とする。

- I 生活保護世帯の場合
- Ⅲ 利用者負担世帯合算額の対象となる介護保険の負担額が、高額障害福祉サービス費算定基準額を超える場合
- 合算の対象額を引き下げた場合の支給決定障害者等利用者負担合算額(按分して割り振る場合の個人の負担額)を算定する際の介護保険分の額は、下記のとおり計算。
 - ・ 支給決定障害者等利用者負担合算額の対象とする介護保険の負担額 =高額障害福祉サービス費算定基準額まで引き下げられた介護保険分負担額 ×支給決定障害者等利用者負担合算額の対象となる介護保険分利用額(引き下 げ前)/利用者負担世帯合算額の対象となる介護保険分利用額(引き下げ前)

(イ)事例

I 生活保護世帯の場合

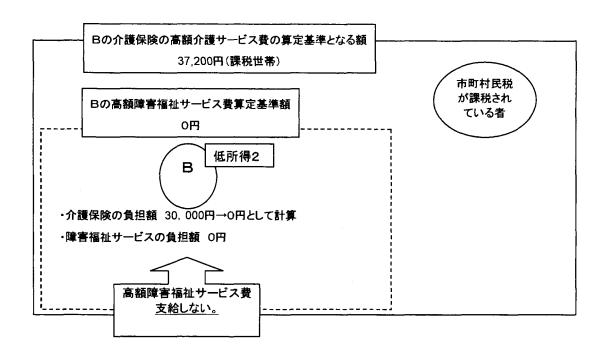
くケース3>

生活保護世帯に属するAの場合

- Aの高額障害福祉サービス費算定基準額・・O円
- 〇 Aの利用者負担世帯合算額 イとロの合計額
 - イ <u>介護保険・・10,000円(実際は介護扶助により支給 → 上記特例</u> により、合算の対象とするときは0円に引下げ)
 - ロ 障害福祉サービス・・0円(上限額)
- 単純にイと口を合計すると、Aの利用者負担世帯合算額は、イ+ロ=10,0 00円となり、高額障害福祉サービス費として、10,000円償還することと なるが、この場合、特例により合算の対象となる費用のうち、イを0円(高額障 害福祉サービス費算定基準額)まで引き下げて、合算する。
- Aの利用者負担世帯合算額 イ O円(特例により引き下げた額)+ロ O円 = O円となり高額障害福祉サービス費の対象外となる。

くケース4>

住民基本台帳上の同一世帯に、市町村民税課税者がおり、介護保険での基準額は37,200円(市町村民税課税世帯)となるが、障害では0円(市町村民税非課税世帯)となるBの場合



- 〇 Bの利用者負担世帯合算額 イと口の合計額
 - イ <u>介護保険・・30,000円</u> → 合算の対象とする費用の特例により、合算の対象とする ときは、0円まで引き下げ
 - ロ 障害福祉サービス・・0円
- 〇 この場合、単純にイと口を足し算すると、Bの利用者負担世帯合算額は、イ+ロ=30,000円となり、高額障害福祉サービス費として、30,000円-0円=30,000円を償還することとなる。
- ただし、合算の対象とする費用のうち、イの介護保険の利用額が高額障害福祉サービス費算定基準額を超えている(30,000円>0円)ため、合算対象とする費用にかかる特例の適用の対象となるので、イの額を0円まで引き下げて、合算の対象とする。
- このため、Bの利用者負担世帯合算額は、イ 0円(特例により引き下げた額) +
 - ロ 0円 = 0円 となり、高額障害福祉サービス費の対象外となる。

(2)障害児の特例

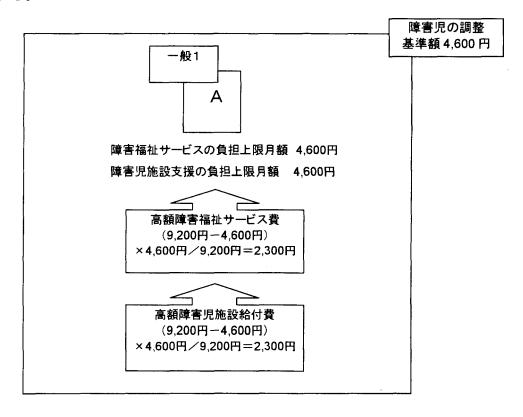
- ① 同一の障害児が給付の根拠法が異なるサービスを利用する場合の特例 <ア>概要
 - 給付の根拠法律が異なる場合は、一の負担上限月額は設定されないが、同一法による給付と同じ負担とするため、高額障害福祉サービス費等の基準をいずれか高い方とし、障害児の保護者としての利用者負担の合算額のうち、この基準額を超える額を特例的に高額障害福祉サービス費等として給付することとする。

<イ>事例

くケース5>

障害児 A がそれぞれ障害者自立支援法、児童福祉法に基づくサービスを利用している場合。

→ 複数の障害福祉サービスを利用する場合との公平性の観点から特例として基準額を引き下げ、高額障害福祉サービス費等により償還することとなる。この場合の、高額障害福祉サービス費等の額は、同一の支給決定保護者の利用者負担額の合算額から認定された負担上限額のいずれか高い額(以下「調整基準額」という。)を控除した額とする。



② 障害児の兄弟がそれぞれサービスを利用する場合の特例

くアン概要

○ 同一世帯に障害福祉サービスを利用する障害児が複数おり、同一の保護者が支 給決定を受けている場合は、当該保護者について一の負担上限月額が設定され、 実際、当該保護者を通じて複数の障害児の利用者負担額を管理できることから、 負担上限月額を超える部分については現物給付の対象としている。

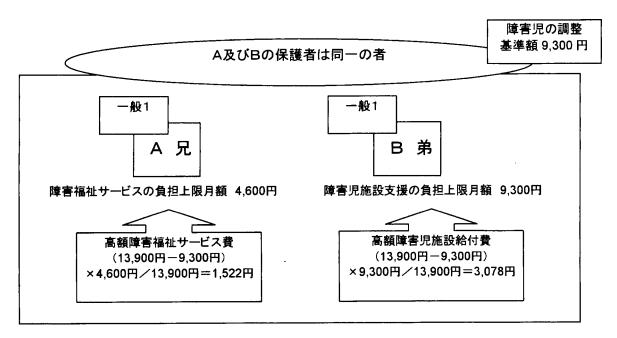
給付の根拠法律が異なる場合は、一の負担上限月額は設定されないが、世帯に障害福祉サービスを利用する複数の障害者がいる場合と基本的には同様と位置付けられることから、同一法による給付と同じ負担とするため、高額障害福祉サービス費等の基準をいずれか高い方とし、障害児の保護者としての利用者負担の合算額のうち、この基準額を超える額を特例的に高額障害福祉サービス費等として給付することとする。

<イ>事例

くケース6>

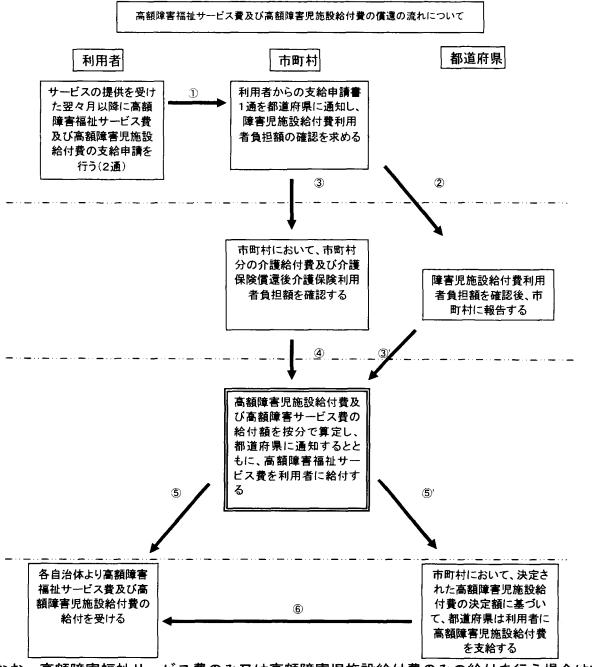
同一世帯に属する障害児 A、B がそれぞれ障害者自立支援法、児童福祉法に基づく サービスを利用し、同一の保護者がその支給決定を受けている場合。

→ 世帯に障害福祉サービスを利用する複数の障害児がいる場合との公平性の観点から特例として基準額を引き下げ、高額障害福祉サービス費等により償還することとなる。この場合の、高額障害福祉サービス費等の額は、同一の支給決定保護者の利用者負担額の合算額から調整基準額を控除した額とする。



3. 高額障害福祉サービス費等の償還の流れについて

○ 高額障害福祉サービス費と高額障害児施設給付費が併給される場合については、事務 処理を行う実施主体が市町村と都道府県に分かれることがありうるが、その場合におけ る事務手続きの流れについては、以下を参考とされたい。



なお、高額障害福祉サービス費のみ又は高額障害児施設給付費のみの給付を行う場合は市 町村又は都道府県内で手続が完結するため、高額障害福祉サービス費又は高額障害児施設 給付費の支給申請書の受付はそれぞれの実施機関にて行う。

〇 収支差率の分布割合

収支差率	-60%	-40%	-20%	0%	+20%	+40%	+60%
新体系	0.8%	1.6%	3.1%	33.0%	13.1%	3.1%	1.0%
旧体系	0.4%	0.6%	1.9%	51.3%	10.4%	1.2%	0.3%

従前額保障(※)が適用される新体系の事業所等の割合が、報酬改定後には減少しており、報酬 改定により経営状況が改善されたことが伺える。

(※) 新体系事業所等の報酬が、移行前の報酬水準を下回った場合、その差額を助成する制度(基金事業)

〇 従前額保障の対象事業所の割合(新体系)

平成21年3月

平成21年4月

9.1%

4.6%

 $(\Delta 4.5\%)$

82-

新体系サービスへの移行支援策

1. 新体系サービスの報酬

- 新体系サービスでは、各種加算や手厚いサービスの提供に応じた報酬額の設定がされていることから、 これらを活用した収入の増が図られる。
 - ・ 重度障害者支援(体制)加算(重度障害者に対し、手厚いサービスを提供した場合)

10~735单位/日 施設入所支援、短期入所、就労継続支援

・ 医療連携体制加算(医療機関との契約により訪問看護が提供された場合)

<u> 利用者1人につき 500単位/日 児童デイ、ケアホーム、生活訓練、就労継続支援 等</u>

・ 土日等日中支援加算(土日等にサービスを提供した場合)

90単位/日 施設入所支援

· 就労継続支援B型について、手厚い支援体制(職員配置)を本体報酬により評価

定員20~40人の場合 (7.5:1) 527単位/日 (参考)(10:1) 481単位/日

2. 移行後の収入の保障

〇 従前額保障

・新体系サービスに移行した後、想定より利用者数等が確保できなかったことにより、収入が減少した場合に、移行 前の報酬水準との差額を助成

基金事業:「移行時運営安定化事業」 21年度補正予算において、基盤整備分を含み355億円積増し

3. その他

○ 新体系サービスで必要となる改修・増築工事費や生産設備費等を助成

助成額:2,000万円以内(1施設当たり)

○ 新体系サービスへの移行に伴うコストの増加等を踏まえて、移行した月に限り、利用者数に応じた額を助成

基金事業:「新事業移行促進事業」施設入所支援の場合 5,700円(利用者1人当たり)※22年度の単価

新体系サービスへの移行状況

	平成18年		事業	194			PE DE	2() isi			严成的] (j. j. j	
	9月30日	4月	1日	10月	1日	4月	1日	10月	1日	4月	1日	10月	1日
	指定数	新体系 移行数	移行率	新体系 移行数	移行率								
(1) 身体障害者更生援護施設等													
身体障害者療護施設	503	43	8.5%	68	13.5%	101	20.1%	116	23.1%	179	35:6%	205	40.8%
身体障害者更生施設	106	15	14.2%	19	17.9%	29	27.4%	33	31.1%	49	46.2%	50	47.2%
身体障害者入所授産施設	202	20	9.9%	26	12.9%	44	21.8%	53	26.2%	73	36.1%	83	41.1%
身体障害者通所授産施設	343	70	20.4%	102	29.7%	133	38.8%	143	41.7%	178	51.9%	181	52.8%
身体障害者小規模通所授産施設	239	72	30.1%	99	41.4%	124	51.9%	135	56.5%	175	73.2%	182	76.2%
身体障害者福祉工場	34	12	35.3%	13	38.2%	17	50.0%	15	44.1%	18	52.9%	21	61.8%
· 合 計	1,427	232	16.3%	327	22.9%	448	31.4%	495	34.7%	672	47.1%	722	50.6%
(2) 知的障害者更生援護施設等	F								=				
知的障害者入所更生施設	1,453	74	5.1%	107	7.4%	224	15.4%	264	18.2%	438	30.1%	496	34.1%
知的障害者入所授産施設	227	12	5.3%	18	7.9%	33	14.5%	38	16.7%	57	25.1%	68	30.0%
知的障害者通勤寮	126	6	4.8%	9	7.1%	13	10.3%	15	11.9%	23	18.3%	28	22.2%
知的障害者通所更生施設	604	93	15.4%	119	19.7%	188	31.1%	189	31.3%	270	44.7%	283	46.9%
知的障害者通所授産施設	1,634	182	11.1%	235	14.4%	398	24.4%	440	26.9%	651	39.8%	683	41.8%
知的障害者小規模通所授産施設	434	166	38.2%	199	45.9%	254	58.5%	272	62.7%	314	72.4%	325	74.9%
知的障害者福祉工場	70	35	50.0%	40	57.1%	46	65.7%	49	70.0%	52	74.3%	53	75.7%
合 計	4,548	568	12.5%	727	16.0%	1,156	25.4%	1,267	27.9%	1,805	39.7%	1,936	42.6%
(3) 精神障害者社会復帰施設													
精神障害者生活訓練施設	293	19	6.5%	29	9.9%	40	13.7%	42	14.3%	62	21.2%	66	22.5%
精神障害者入所授産施設	29	5	17.2%	6	20.7%	8	27.6%	9	31.0%	12	41.4%	13	44.8%
精神障害者通所授産施設	305	71	23.3%	87	28.5%	119	39.0%	123	40.3%	151	49.5%	157	5 1 .5%
精神障害者小規模通所授産施設	347	107	30.8%	138	39.8%	184	53.0%	195	56.2%	236	68.0%	255	73.5%
精神障害者福祉工場	19	6	31.6%	7	36.8%	8	42.1%	11	57.9%	13	68.4%	14	73.7%
合 計	993	208	20.9%	267	26.9%	359	36.2%	380	38.3%	474	47.7%	505	50.9%
(4) 合 計													
合 計	6,968	1,008	14.5%	1,321	19.0%	1,963	28.2%	2,142	30.7%	2,951	42.4%	3,163	45.4%

※「新体系移行数」及び「移行率」は、平成18年9月30日時点で指定を受けていた旧法施設等のうち、各時点の前日において新体系へ移行済の施設数及びその割合である。

※厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ



(高木美智代議員)

大臣、これは緊急的な課題でございますが、その中で新体系の移行の問題があります。今、これもやっと50%が移行したと聞いています。法 律では、24年の3月までに移行するということが定められております。しかし、先程申し上げた遅くとも3年半ということですが、そうなりますとこれ は、25年の8月、その間、事業者の方達は自立支援法改正の在り方など、先が見えてこないと、戸惑っていると、どうしたらいいのかと、これはま さに悲鳴です。今後、どういう風にしていくのか、移行するのか、しないのか、はっきり方針を示していただきたい。これは多くの事業者のお声で ございます。明快な答弁を求めます。

(長妻厚生労働大臣)

今、おっしゃられた点はですね、障害者の皆様方への施策というのは、かつて昔は措置ということでございまして、その後契約支援費ということ になりましたけれども、ただその時代の障害者施設が細かく分かれているという、この考え方を統合しようということで3障害一元化とか、昼夜分 離とか、いろんな考え方がその後生まれ、それに徐々に移行しているというところで、今おっしゃられるように、まだ移行率は半分ということでござ います。これについて、我々はもちろん推進をする立場でございます。

ただですね、これも拙速というか、きちっと議論をしなければならないのは、この障害者自立支援法の、私共、野党時代も申し上げたんですが、 その当事者、障害者のまさにその当事者の方の議論がなかなか反映されなかったんではないかという深い反省に立っておりまして、今後、推進 会議、あるいは部会等でも十分に障害者の皆様方の当事者のお考えを十二分に聞いた上で、法律等の中でも、この推進を反映できるように取 り組んでまいりたいと考えています。

(高木美智代議員)

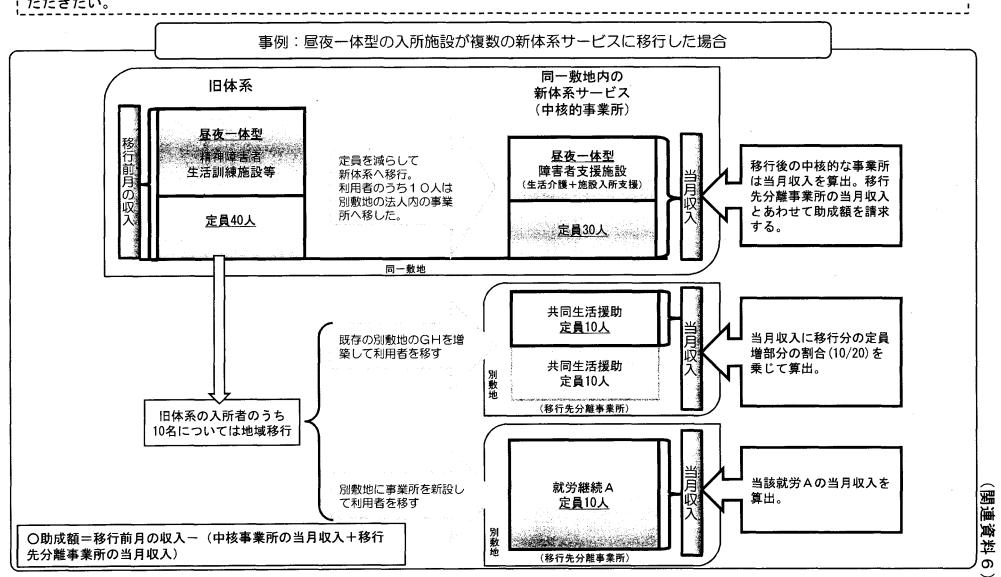
事業者は新体系の移行をどうするのか。まさにこれは生活がかかっている問題であり、また障害者の方達にとってみたら自分達の働いている 所が存続できるのかどうか、その今瀬戸際なわけです。それが、この年限があるわけですので、確かに今ちょっと大臣がおっしゃった3障害一元 化とか、違うことをお考えなのかと、一瞬思ってしまいましたが、いずれにしても移行することが法律上決められている。24年の3月まで移行しな ければ、今度は政府からの様々な支援を受けられないと<u>いう状況があります。これに対して、どのように対応されますか。</u>このまま放置して おいていいということですか。事業者の方達に当事者の意見を聞くから、このまま待ってくれという、今の大臣の答弁でよろしいんでしょうか。

(長妻厚生労働大臣)

先程も申し上げましたように、今の点については移行を我々も後押しして進めていくということであります。そしてもう一つの議論としては、全 🧺 体のですね、そういう施設の在り方、全体についても、新しい法律体系の中で、見直すべきところは見直すし、障害者の皆さんのご意見を十分に 反映して、それも法案の中で位置付けられるものは位置付けていきたい、こういうことであります。

移行時運営安定化事業(新体系サービス移行促進策)について

移行時運営安定化事業については、昼夜一体型の入所施設が複数の新体系サービスに移行した場合など、事業を展開していた敷地以外において新体系サービスを行う場合も移行先として扱い、従前の報酬水準を保障することにより、新体系移行の際に障害者自立支援法の施策目標である地域移行の推進を図るための地域移行促進効果も付与されていることから積極的に周知活用し、新体系移行を促進していただきたい。



 事 務 連 絡

 平成 年 月 日

各都道府県 障害福祉関係主管課 御中

厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課

「事業運営安定化事業及び通所サービス等利用促進事業の実施について」 (平成21年4月30日付け事務連絡)の一部改正について(案)

障害保健福祉行政の推進については、平素よりご尽力を賜り厚く御礼申しあげます。 平成21年11月2日付け事務連絡において、移行時運営安定化事業(従前額助成) の取扱いについては、新体系移行前と新体系移行後の事業全体を比較することを原則 とし過大な公費支出を抑制することを原則とすることとしたところから、事業運営安 定化事業(9割保障)の事務処理要領を下記のとおり一部改正します。

各都道府県におかれましては、管内市町村等に対しまして、周知していただくとともに、過大な保障水準となっていると考えられる場合には、事業所に制度の趣旨をよく説明していただき徐々に保障水準を逓減させる等の措置を講じていただくなど、本事業の適正な運用に努めていただけるようお願いいたします。

記

改正後

- 8 運用上の留意事項について
 - (1) 略
 - (2) 略
 - (3) 定員数を減少させた事業所の取扱い

利用者を<u>別</u>法人の他の事業所に移<u>すなどして、定員数(又は利用者数)を</u>減少<u>させた</u>場合については、必要以上に保障額が大きくなってしまうため、各事業所の個別の事情等を勘案し、保障単位数の水準をその定員規模などを踏まえた適切な水準となるよう調整を行うことが必要である。

ただし、直ちに保障水準を引き下げることは、事業所の運営に大きな影響を与える可能性もあることから、現在の職員を活用し新たな事業展開を行う等の指導を行うなど、期間をあらかじめ提示して保障水準を徐々に逓減させる等の措置を

改正前

- 8 運用上の留意事項について
 - (1) 略
 - (2) 略
 - (3) 利用者数が著しく減少した事業所の取扱い

利用者を同一法人の他の事業所に移したため、利用者数が著しく減少した場合については、必要以上に保障額が大きくなってしまうため、各事業所の個別の事情等を勘案し、保障単位数の水準をその定員規模を踏まえた適切な水準となるよう、各都道府県等の判断により調整を行うことが可能である。

ただし、直ちに保障水準を引き下げることは事業所の運営に大きな影響を与えることから、現在の職員を活用し新たな事業展開を行う等の指導を行うこととし、期間をあらかじめ提示して保障水準を徐々に逓減させる等の配慮をされた

講じられたい。

- (例) 旧体系時において、利用定員 40 人の知的障害者通所授産施設が、<u>別法人に利用者を移し</u>、利用定員 20 人の就労継続支援B型事業所へ移行した場合
- 〇取扱い例:算定シート中「旧体系における保障単位数」に算出された単位数に 20/40 を乗じたものから「新体系移行後の給付単位数」を差し引いた単位数を、事業運営安定化事業の給付単位数とする。

(削除)_

- (4) <u>複数の新体系サービス(多機能型以</u> 外)に移行した場合の取扱い
 - ① 移行先の事業所の範囲 同一法人が運営主体であって、法人 の申請に基づき旧体系施設からの移 行先であると都道府県が認めた事業 所については、複数事業所(旧体系時 の施設と同一敷地であるものに限ら ない。)を移行先事業所ととらえる。
 - ② 助成額の算定方法
 - ○助成額=旧体系の移行前月収入一 (中核事業所の当月収入+ 移行先分離事業所の当月収入)
 - ※「中核事業所」とは移行先の中核 となる事業所のこと。(旧体系施設 と同一敷地内に移行事業所がある 場合は、当該同一敷地内事業所を 中核事業所とし、そうでない場合 は、最も自立支援給付の請求額が 多い事業所を中核事業所とする。)
 - ※「移行先分離事業所」とは中核事 業所以外の事業所のこと。
 - ③ 助成額の請求方法等
 - ○助成額の請求は移行先の中核事業所が行う。
 - 〇利用者の一部を移すことにより既存 の事業所の定員増を行う形で移行し た場合は、当該定員増の部分を移行 先の事業所ととらえ、事業所全体の

い。

- (例) 旧体系時において、利用定員 40 人の知的障害者通所授産施設が、利 用定員を減らし、利用定員 20 人の就 労継続支援B型事業所へ移行した場 合(→他の 20 人については、元々存 在した別の就労継続支援B型の事業 所を増築し、そちらに移ってサービ スを利用している場合)
- 〇取扱い例:算定シート中「旧体系における保障単位数」に算出された単位数に 20/40 を乗じたものから「新体系移行後の給付単位数」を差し引いた単位数を、事業運営安定化事業の給付単位数とする。

定員数に占める移行に伴い増加した 定員数の割合で按分した収入を移行 先の事業所の収入として取り扱う。

(5) 上記(1)から(4)の方法により難い場合 は、厚生労働省障害福祉課に個別に協議 を行うこととする。

入所施設事業転換促進事業のイメージ

(北海道提案基金事業「その他事業」として)

現状

北海道は入所施設整備率が全国の2倍!

入所施設の事業転換を促進しないと、入所者の地域移行が進まない!!



入所施設の事業転換によるコミュニティづくり

相談

支援

障害者

支援

施設

入所施設の定員削減数に応じた傾斜補助

入所施設

(新体系・旧体系問わず)

事業転換協議会

GH 一般 等 企業

障害福祉 サービス事 業所

事業転換によるコミュニティ

入所施設

(新体系・旧体系問わず)

事業転換協議会

事業転換計画の作成

 GH
 一般
 相談

 等
 企業
 支援

障害福祉 サービス事 業所

事業転換によるコミュニティ

障害者

支援

施設

入所施設

(新体系・旧体系問わず)

事業転換協議会 事業転換計画の作成

GH | 一般 等 | 企業

業所

障害福祉サービス事

事 | 支援 施設

事業転換によるコミュニティ

相談

支援

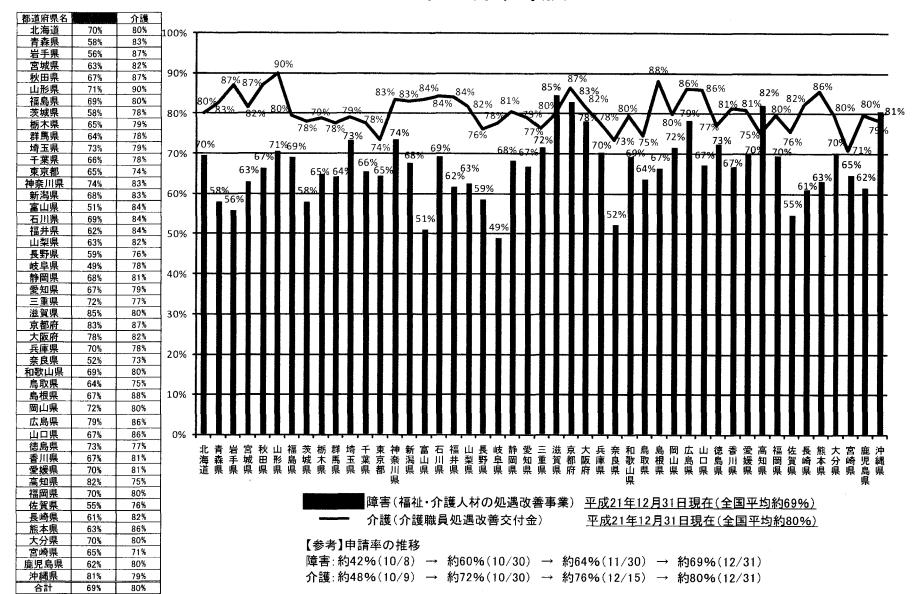
障害者

拡充期

本事業を通じて形成したコミュニティを活かす地域づくり (地域の自立支援協議会を中心に/北海道障がい者条例に基づく「**地域づくりコーティネーター事業**」の活用)

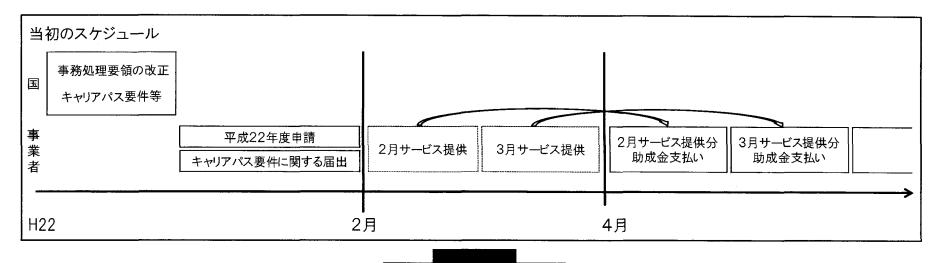
(渕建貞科)

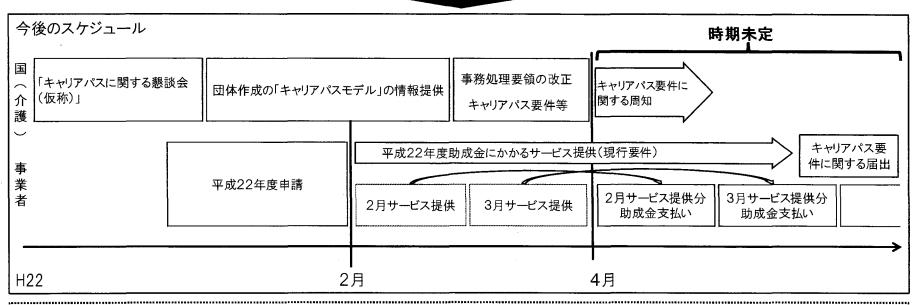
福祉・介護人材の処遇改善事業と介護職員処遇改善交付金の申請率比較 (平成21年12月末時点)



(関連資料10)

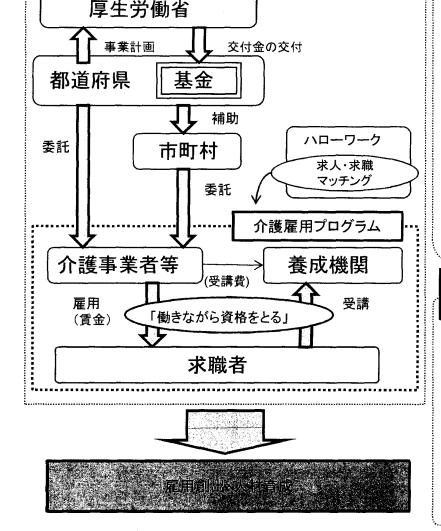
福祉・介護人材の処遇改善事業の平成22年度スケジュール





事務処理要領より抜粋

※ 平成22年度以降の助成にあたっては、必須要件に加えて、平成21年度の障害福祉サービス費用の額の改定(以下「報酬改定」という。)を踏まえた処遇改善事項について定量的な要件を課す(例:勤務シフトの改善や教育・研修の充実を一定額分以上行うこと等)ほか、キャリア・パスに関する要件を追加することとしており、これを満たさない場合は、助成金の額を減額することを予定している。



事業のスキーム(雇用創出の基金を活用)。

事業のアウトライン

- ○求職者が、養成機関での受講時間も含めて給与を得て働きながら介護 資格を取得するプログラム。
 - ・ 地方公共団体から委託を受けた介護事業者等が、1年以内(介護福祉士 を目指す場合は1回更新可で、最長2年)の雇用契約で採用
 - ・ その間、プログラム利用者は養成機関に通って、ホームヘルパーや介護 福祉士の資格を取得することが可能

(ホームヘルパー2級の場合130時間の講義、介護福祉士の場合2年間で1800時間の講義を受講)

- ・ 講座受講のない日時は、事業所で働く
- 資格取得後も、雇用契約終了まで、事業所で働く
- ※ 都道府県に設置した雇用創出の基金(平成23年度末まで)を活用し、各地方公共団体で事業計画を策定し、事業を実施
- ※ 当該基金事業の要件として、事業費に占める人件費割合は1/2以上

プログラムのメリット

- 〇プログラム利用者
 - ・養成機関の受講料負担なし
 - ・養成機関に通っている時間も給与支払いあり
- 〇介護事業者等
 - ・地方自治体からの委託で事業費(人件費、研修費等)の支給
 - ・介護事業者等の負担無く、養成講座を受講させられる
- 〇養成機関
 - ・対象者が既に介護事業者等に雇い入れられているため、実習先として、 当該施設の協力が得られやすくなる

障発第号平成年月日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部長

障害者虐待防止対策支援事業の実施について

障害者の保健福祉施策については、かねてより特段のご配慮をいただいているところであるが、障害者に対する虐待については、虐待の未然防止と再発防止のための体制の整備が喫緊の課題となっているところである。

このため、今般、別紙のとおり「障害者虐待防止対策支援事業実施要綱」を定め、 平成22年4月1日から実施することとしたので通知する。

障害者虐待防止対策支援事業実施要綱 (案)

第1 目的

障害者虐待の防止や虐待を受けた者に対する支援等を行うため、地域における連携体制の整備や支援体制の強化を行うことを目的とする。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

ただし、事業の全部又は一部を市区町村又は社会福祉法人等に委託又は補助 して実施することができるものとする。

第3 事業内容

下記の1から4までの事業から地域の実情に応じて選択して実施するものとする。

1 地域協力体制整備事業

(1) 趣旨

障害者に対する虐待の防止や早期発見、虐待発生時の迅速な対応を行うため、地域の実情に応じて(2)の①から④までの事業を組み合わせて実施することにより、障害者の虐待防止に関する地域の連携協力体制の整備を図る。

(2) 事業内容及び実施方法

家庭訪問

ア 事業内容

都道府県は、家族関係に問題のある障害者の家庭や過去に虐待のあった家庭等に対し、市区町村の福祉事務所職員や相談支援事業所の相談支援専門員等を重点的に訪問させて相談に応じることにより、家族の不安の解消や虐待後の家族関係の修復に向けた支援等を行う。

イ 実施方法

- (ア) 都道府県は、地域の実情を踏まえ、市区町村に委託又は補助、若し くは指定相談支援事業者に委託することにより本事業を実施する。
- (イ) 都道府県又は市区町村は、管内の障害者の虐待の発生状況等を踏ま えて訪問対象を選定する。
- (ウ) 事業の実施に当たっては、2の(2)の②の研修を受講した者等、 障害者虐待について知識を有する者により訪問を行うこと。

② 相談窓口の強化

ア 事業内容

都道府県は、休日や夜間など相談支援体制の整っていない日や時間帯についても虐待発生時の対応が可能になるよう、地域の実情を踏まえ、相談窓口の対応体制を強化する。

イ 実施方法

- (ア) 都道府県は、障害者の虐待に関する相談について経験や知見を有する相談支援事業者等を選定し、当該地域における相談支援体制の不十分な日や時間帯についての対応体制の整備を依頼する。
- (イ)選定した相談支援事業者等の連絡先や対応時間等については、地域 の相談支援事業者や障害福祉サービス事業者等の関係者に周知するこ と。
- ③ 一時保護のための居室の確保

ア 事業内容

都道府県は、障害者の虐待が発生した場合に被虐待者の一時的な保護を行うため、障害者支援施設等に依頼し、居室の確保及び虐待発生時の被虐待者の受け入れを行う。

イ 実施方法

- (ア) 都道府県は、地域の実情を踏まえ、必要な居室を対応可能な障害者 支援施設等を選定し、契約等により依頼する。
- (イ) 都道府県は、障害者支援施設等が被虐待者の保護のための居室を確保する場合の経費や受け入れの際に必要な支援に係る経費について補助を行う。
- ④ その他地域の協力体制を整備するために必要な事業

ア 事業内容

都道府県は、地域の実情に応じ、虐待の発生した障害福祉サービス事業所に対して再発防止のための指導員を派遣する事業や、障害者虐待の防止に関するオンブズマン等を配置する事業等、障害者虐待の防止に関する地域の協力体制を整備するために必要な事業を実施することができる。

イ 実施方法

事業の実施に当たっては、個別に厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課に協議を行うこと。

2 障害者虐待防止・権利擁護研修事業

(1) 趣旨

障害福祉サービス事業所等の職員に対して障害者虐待の防止や障害者の権

利擁護についての啓発を図るとともに、市町村等の相談窓口職員の専門性の強化を図る。

(2) 事業内容及び実施方法

① 障害福祉サービス事業所職員等研修

ア 事業内容

都道府県は、障害福祉サービス事業所や障害者支援施設の従事者等を 対象とし、虐待発生時の対応や防止のための方策等についての研修を実 施する。

イ 実施方法

- (ア) 都道府県は、研修に関する検討委員会等を開催し、研修の実施方法 や研修内容について検討を行うこと。
- (イ) 都道府県は、研修の実施に当たって、国や関係団体が行う研修に担 当職員や講師等を派遣し、研修の質の向上を図ること。

② 相談窓口職員研修

ア 事業内容

都道府県は、市町村や相談支援事業所等において相談支援を行う者等に対し、虐待の通報を受けた際の対応方法や被害者に対する支援等に関する専門的な知識を得るための研修を実施する。

イ 実施方法

- (ア) 都道府県は、研修に関する検討委員会等を開催し、研修の実施方法 や研修内容について検討を行うこと。
- (イ) 都道府県は、研修の実施に当たって、国や関係団体が行う研修に担 当職員や講師等を派遣し、研修の質の向上を図ること。

3 専門性強化事業

(1) 趣旨

医療や法律の専門家等と連携することにより障害者虐待に迅速かつ適切に 対応する体制を整えるとともに、重大な虐待事例について専門家による分析 を行うことにより、以後の同種の事例に対する体制の強化を図る。

(2) 事業内容及び実施方法

① 医学的専門性の強化

ア 事業内容

都道府県は、管轄内の医療機関等に協力を依頼する等により、医学的 判断・治療が必要となる事例が生じた場合について、心身の治療の必要 性や医療的ケアの方法等についての専門的助言を得る。

イ 実施方法

(ア) 都道府県は、地域の実情を踏まえ、医療機関や医療関係者を協力医

療機関等として指定し(複数の機関とすることも可)、虐待発生時の対応について契約等を行うことにより実施する。

- (イ)協力医療機関等は、虐待の通報を受けた者等からの求めに応じ、治療の必要性等に関して医学的知見から専門的助言を行う。
- (ウ)協力医療機関等は、虐待を受けた障害者に医療的な支援が必要である場合は、支援の内容について専門的助言を行う。
- ② 法的専門性の強化

ア 事業内容

都道府県は、障害者の虐待について、家族、障害福祉サービス事業者 又は雇用主等に対して法的な対応が必要となった場合に、弁護士等の法 律の専門家から専門的助言を得るとともに、司法的な対応が必要となっ た場合について協力を得る。

イ 実施方法

- (ア) 都道府県は、地域の実情を踏まえ、障害者の虐待に関しての協力に ついて、弁護士等と契約等を行うことにより実施する。
- (イ)協力する弁護士等は、虐待発生時の法的な問題について専門的助言 を行うとともに、虐待者に対して司法的な対応が必要となった場合に 手続き等に関して協力する。
- ③ 有識者との連携による事例分析等

ア 事業内容

都道府県は、障害者の虐待問題に関係の深い有識者と連携し、個別の虐待事例に対する対応方法等についての専門的助言を得るとともに、実際に起きた障害者虐待について、今後の虐待の防止や円滑な対応のための事例分析を行う検討会等を開催する。

イ 実施方法

- (ア) 都道府県は、虐待発生時に専門的助言を得ることについて、障害者 の虐待問題に関係の深い有識者と契約等を行うことにより実施する。
- (イ)協力する有識者は、障害者虐待の発生時において、虐待の通報を受けた者からの相談に応じ、必要な助言を行う。
- (ウ) 都道府県は、障害者の虐待についての有識者からなる検討会等を開催する等の方法で虐待事例の分析を行う。

4 カウンセリング強化事業

(1) 趣旨

虐待を受けた障害者又は虐待を行った保護者等に対して心理的側面からのケアを行うことにより、被虐待者や虐待を行った者等の精神的な影響を緩和するとともに、虐待の再発の防止を図る。

(2) 事業内容及び実施方法

① 事業内容

都道府県は、精神科の医師等と連携し、虐待を受けた障害者又は虐待を 受けたおそれのある障害者若しくは虐待を行った者等に対して心理的側面 からのケアを行う。

② 実施方法

ア 都道府県は、地域の実情を踏まえ、障害者虐待の被害者や虐待を行った者等を対象としたカウンセリングについて、精神科医の医師等と契約等を行うことにより実施する。

イ 協力する精神科の医師等は、都道府県等の依頼に基づき、対象者に対 するカウンセリング等の必要な支援を行う。

第4 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の 範囲内で補助するものとする。

第5 留意事項

- 1 本事業を実施するに当たっては、都道府県自立支援協議会等において、実施 する事業内容の検討や実績の検証等を行うこと。
- 2 本事業を実施するに当たっては、都道府県と市町村が連携を密にするととも に、相談支援事業者等の関係者との連携を図ること。
- 3 本事業を実施するに当たっては、虐待の被害者等に関する個人情報の取り扱いに留意すること。
- 4 本事業の国庫補助対象には、交付税で措置されている事業や別に国庫補助が なされているものは含まれないので留意すること。

〈H20.10.1現在〉

〈H21.10.1現在〉

入所者数

138,039_人



136,016人

▲1.5%(▲2,023人)

〇 対象施設

- (1)身体障害者療護施設
- (2)身体障害者入所授産施設
- (3)知的障害者入所更生施設
- (4)知的障害者入所授産施設
- (5)精神障害者入所授産施設
- (6)身体障害者入所更生施設
- (7)精神障害者生活訓練施設
- (8)障害者支援施設

2 施設退所後の居住の場の状況

(1)退所者の居住の場の内訳

地域生活移行	他入所施設 (障害)	他入所施設 (老人)	地域移行型 ホーム	病院	死亡	その他	計
5,332人	1,081人	471人	85人	1,386人	1,669人	348人	10,372人
(51.4%)	(10.4%)	(4.5%)	(0.8%)	(13.4%)	(16.1%)	(3.4%)	

新規入所者 8,349人

※「その他」には、救護施設、刑務所、所在不明等が含まれる。

(2)地域生活への移行状況

〈H20.10.1→H21.10.1〉

地域生活へ移行した者

5,332人

3.9%(H20.10.1入所者数をベースとして地域生活へ移行した割合)

〈地域生活へ移行した者の住まいの場の内訳〉

#日生活办護	# 同 # 汗 坪 阳	共同生活援助 福祉ホーム	通勤寮(旧法)	· 李林安/10:41 中安佐		1人暮らし・結婚等		
共同生活介護	共同生活援助			家庭復帰	民間住宅	公営住宅	その他	
1,876人 (35.2%)	650人 (12.2%)	83人 (1.6%)	71人 (1.3%)	1,828人 (34.3%)	682人 (12.8%)	106人 (2.0%)	36人 (0.7%)	

施設入所者の地域生活への移行に関する状況について②

3 地域生活へ移行した者の日中活動の状況

〈地域生活へ移行した者の日中活動の内訳〉

生活介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型	旧体系施設 (授産)	旧体系施設 (授産以外)
887人	28人	188人	284人	59人	832人	328人	260人
(16.6%)	(0.5%)	(3.5%)	(5.3%)	(1.1%)	(15.6%)	(6.2%)	(4.9%)
地域活動支援センター	一般就労	学校	精神科 デイケア等	通所介護 (介護保険)	その他の活動	未定	不明
155人	564人	41人	439人	144人	166人	621人	336人
(2.9%)	(10.6%)	(0.8%)	(8.2%)	(2.7%)	(3.1%)	(11.6%)	(6.3%)

4 施設入所前の居住の場の状況

(1)新規入所者の入所前の内訳

地域生活	他入所施設 (障害)	他入所施設 (老人)	地域移行型 ホーム	病院	その他	計
3,286人	1,548人	128人	17人	2,992 人	378人	8,349人
(39.4%)	(18.5%)	(1.5%)	(0.2%)	(35.8%)	(4.5%)	

(2)地域生活の内訳

U = 4 > A = #	11 = 11 > 7 1 7 7 11	援助 福祉ホーム 通勤寮	`* #LCD / ID _\	= 6	1人暮らし	7 A /th	
共同生活介護	共同生活援助		通勤寮(旧法)	家庭	民間住宅	公営住宅	その他
171人 (5.2%)	94人 (2.9%)	10人 (0.3%)	25人 (0.8%)	2,656人 (80.8%)	191人 (5.8%)	35人 (1.1%)	104人 (3.2%)

〈H19.10.1現在〉

〈H20.10.1現在〉

入所者数

132,966人



131,799人

▲0.9%(▲1,167人)

- 〇 対象施設
- (1)身体障害者療護施設
- (2)身体障害者入所授産施設
- (3)知的障害者入所更生施設
- (4)知的障害者入所授產施設
- (5)精神障害者入所授産施設
- (6)身体障害者入所更生施設
- (7)精神障害者生活訓練施設
- (8)障害者支援施設

2 施設退所後の居住の場の状況

(1)退所者の居住の場の内訳

地域生活移行	他入所施設 (障害)	他入所施設 (老人)	地域移行型 ホーム	病院	その他	計
4,754人	1,164人	350人	42人	1,457 人	1,568人	9,335人
(50.9%)	(12.5%)	(3.7%)	(0.4%)	(15.6%)	(16.8%)	

新規入所者 8,168人

※「その他」には、死亡、救護施設、婦人保護施設、所在不明、無断退所、刑務所等が含まれる。

(2)地域生活への移行状況

〈H19.10.1→H20.10.1〉

地域生活へ移行した者

4,754人

3.6%(H19.10.1入所者数をベースとして地域生活へ移行した割合)

〈地域生活へ移行した者の住まいの場の内訳〉

共同生活介護	共同生活援助	福祉ホーム	通勤寮(旧法)	家庭復帰	民間住宅 (家庭復帰を除く)	公営住宅 (家庭復帰を除く)	その他
1,557人(32.8%)	595人(12.5%)	107人(2.3%)	43人(0.9%)	1,525人(32.1%)	734人(15.4%)	97人(2.0%)	96人(2.0%)

-103-

【参考(前回調査②:H19.10.1~H20.10.1)】

3 地域生活へ移行した者の日中活動の状況

〈地域生活へ移行した者の日中活動の内訳〉

生活介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型	旧体系施設 (授産)	旧体系施設 (授産以外)
581人	33人	128人	267人	38人	641人	397人	316人
(12.2%)	(0.7%)	(2.7%)	(5.6%)	(0.8%)	(13.5%)	(8.4%)	(6.6%)
地域活動支援センター	一般就労	能力開発校	能力開発校 以外の学校	精神科 デイケア等	その他の活動	未定	不明
144人	567人	15人	36人	438人	356人	400人	397人
(3.0%)	(11.9%)	(0.3%)	(0.8%)	(9.2%)	(7.5%)	(8.4%)	(8.4%)

4 施設入所前の居住の場の状況

(1)新規入所者の入所前の内訳

地域生活	他入所施設 (障害)	他入所施設 (老人)	地域移行型 ホーム	病院	その他	計
3,149人(38.6%)	1,596人(19.5%)	69人(0.8%)	12人(0.1%)	2,852人(34.9%) ·	490人(6.0%)	8,168人

(2)地域生活の内訳

共同生活介護	共同生活援助	福祉ホーム	通勤寮(旧法)	家庭	民間住宅 (家庭を除く)	公営住宅 (家庭を除く)	その他
159人(5.0%)	94人(3.0%)	12人(0.4%)	22人(0.7%)	2,133人(67.7%)	563人(17.9%)	43人(1.4%)	123人(3.9%)

1 入所者の推移

〈H17.10.1現在〉

〈H19.10.1現在〉

入所者数

139,009人



138,620人

▲0.3%(▲389人)

〇 対象施設

- (1)身体障害者療護施設
- (2)身体障害者入所授産施設
- (3)知的障害者入所更生施設
- (4)知的障害者入所授産施設
- (5)精神障害者入所授産施設
- (6)身体障害者入所更生施設
- (7)精神障害者生活訓練施設
- (8)障害者支援施設
- ※(6)及び(7)は、地域生活移行者と して障害福祉計画に計上した場合。

2 施設退所後の居住の場の状況

(1)退所者の居住の場の内訳

地域生活移行	他入所施設 (障害)	他入所施設 (老人)	地域移行型 ホーム	病院	その他	計
▲9,344人	▲2,967人	▲662人	▲90人	▲2,474人	▲3,408人	▲18,945人
(49.3%)	(15.7%)	(3.5%)	(0.5%)	(13.1%)	(18.0%)	

新規入所者 18,556人

(2)地域生活への移行状況

〈H17.10.1→H19.10.1〉

地域生活へ移行した者

9,344人

6.7% (H17.10.1入所者数をベースとして地域生活へ移行した割合)

〈地域生活へ移行した者の住まいの場の内訳〉

共同生活介護	共同生活援助	福祉ホーム	通勤寮(旧法)	一般住宅	公営住宅	自宅(家庭復帰)	その他
2270人(24.3%)	1661人(17.8%)	195人(2.1%)	112人(1.2%)	1072人(11.5%)	190人(2.0%)	3642人(39.0%)	202人(2.2%)

(関連資料15)

障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について

障害者が安心して暮らすことのできる住まいの場の確保

- 1. グループホーム・ケアホームの整備促進
- ○身体障害者を対象とするグループホーム・ケアホームに対する公営住宅の活用
- ○公営住宅をグループホームとして活用するためのマニュアルの活用
- 〇厚生労働省における**施設整備費の助成**等と国土交通省における**地域住宅交付金**の活用
- 2. 公的賃貸住宅の入居促進
- ○障害者の優先枠の設定や障害者向けの公営住宅の供給等による入居促進
- ○既存民間住宅の一部を借り上げて行う公営住宅の供給
- 〇公的賃貸住宅団地の余剰地に福祉施設等を積極的に誘致·導入する安心住空間創出プロジェクトの実施
- 3. 民間賃貸住宅への入居の円滑化
- ○障害者等の民間賃貸住宅への円滑な入居について協議する**居住支援協議会**の積極的な活用
- ○福祉部局と住宅部局との連携によるあんしん賃貸支援事業の積極的な活用と周知徹底
- ○(財)高齢者住宅財団が未払い家賃の債務保証を行う家賃債務保証制度の普及
- 4. 住宅のバリアフリー化の支援
- 〇バリアフリー工事について所得税や固定資産税を減税するバリアフリー改修促進税制についての周知徹底
- ○地域住宅交付金の提案事業として行う民間住宅のバリアフリー改修への助成

工賃倍増5か年計画支援事業 実施要綱(案) 新旧対照表

改	Œ	案		現	行			
	374.		障発第0706005 号			障発第0706005号		
			平成19年7月6日			平成19年7月6日		
		一部改正	障発第1101001号		一部改正	障発第1101001号		
			平成19年11月1日			平成19年11月1日		
		一部改正	障発第0620001号		一部改正	障発第0620001号		
			平成20年6月20日			平成20年6月20日		
		一部改正	障発第0331025 号		最終改正	障発第0331025号		
			平成21年3月31日			平成21年3月31日		
		最終改正	障発〇〇〇〇号					
			平成22年〇月〇日					
der dem satisfale (MIII des valor 1910)								
各都道府県知事、殿				各 都道府県知事 殿				
	厚生労働	省社会・援護	局	厚生労働省社会・援護局				
障害保健福祉部長				障害保健福祉部長				
工賃倍増5か年計画支援事業の実施について			工賃倍増5か年計画支援事業の実施について					
我が国における成長戦略の一環として、	「成長力底	上げ戦略(基	本構想)」(平成19年	我が国における成長戦略の一環として、「『	成長力底上げ戦略(割	基本構想)」(平成19		
2月15日「成長力底上げ戦略チーム会合」決定。以下「戦略」という。)がとりまとめ			2月15日「成長力底上げ戦略チーム会合」	決定。以下「戦略」	という。)がとりまと			
れたところであり、授産施設等で働く障	害者の工賃	水準を引き上	げるとともに、一般雇	られたところであり、授産施設等で働く障害	者の工賃水準を引き	上げるとともに、一般		
目への移行を進めるため、産業界等の協力	を得ながら	、官民一体と	:なった取組を推進する	用への移行を進めるため、産業界等の協力を	得ながら、官民一体と	となった取組を推進す		
こととされたところである。				こととされたところである。				
ついては、「工賃倍増計画支援事業実施要綱」を定めたので、事業の運営に遺漏なきを			ついては、「工賃倍増計画支援事業実施要約	胃」を定めたので、耳	事業の運営に遺漏なき			
月されたい。				期されたい。				

力を得ながら、官民一体となった取組を推進し、もって障害者が地域で自立して生活す ることを支援するものである。

本事業の実施主体は、都道府県とする。

なお、都道府県が策定した「工賃倍増5か年計画」に基づき実施する事業の全部又は

一部を、社会福祉法人及び民法第34条の規定により設立された法人(社団法人及び財 団法人) 又は特定非営利活動法人等であって、適切な事業運営ができると認められるも

工賃倍増5か年計画支援事業実施要綱

工賃倍増5か年計画支援事業の事業内容については、次のとおりとする。

ア 工賃アップ取組事業所経営改善支援事業(経営コンサルタントの派遣等による

事業所の経営改善支援) イ 事業所職員の人材育成(生産活動への企業的手法の導入)のための研修等に係

ウ インターネットを活用した工賃倍増5か年計画の取組情報の提供 エ アからウまでに掲げるもののほか、工賃倍増5か年計画に基づく具体的な取組

のに委託することができる。

3 事業の内容

(1)基本事業

る事業

を実施するための事業

2 宝施主体

(別紙)

工賃倍増5か年計画支援事業実施要綱

1 事業の目的

2 実施主体

3 事業の内容

(1)基本事業 ① 事業内容

ることを支援するものである。

のに委託することができる。

本事業の実施主体は、都道府県とする。

5か年計画(以下「工賃倍増5か年計画」という。)を策定し、事業所で働く障害者の

工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備を進めるため、産業界等の協 力を得ながら、官民一体となった取組を推進し、もって障害者が地域で自立して生活す

なお、都道府県が策定した「工賃倍増5か年計画」に基づき実施する事業の全部又は 一部を、社会福祉法人及び民法第34条の規定により設立された法人(社団法人及び財 団法人)又は特定非営利活動法人等であって、適切な事業運営ができると認められるも

工賃倍増5か年計画支援事業の事業内容については、次のとおりとする。

ア 工賃倍増5か年計画の推進状況の点検・評価及び見直しの検討

ウ 不況業種からの転換に関する専門家等への相談等

イ 経営コンサルタントの派遣その他の企業的な経営手法の導入の支援

エ 利用者の一般就労に向けた職業能力向上のための職業指導員等の研修

本事業において、都道府県ごとに工賃の倍増を図るための具体的な方策等を定めた

(2)特別事業

ア. 複数の事業所が協働して受注、品質管理等を行う「共同受注窓口組織」の整備 に係る事業

イ、工賃引き上げの取組を活用した好事例の紹介、説明会

ウ、事業所経営者のための経営意識の向上研修等事業

4 留意事項

同右

5 費用の支弁 同右

6 経費の補助 同右

7 施行期日 同右

(2)特別事業

ア. 先駆的に取り組むモデル施設等を指定し、工賃倍増の取り組み結果等を公表する報告書を作成し、国及び他の都道府県に対し先進事例の報告等を行うことにより工賃倍増に取り組む施設に対しノウハウを提供すること

イ. その他、「工賃倍増5か年計画」に資する調査研究等(国への報告を行うこと)

(例) 地域で施設や商工会、行政等の関係者がネットワークを形成して「工 賃倍増5か年計画」に取り組む事業の調査研究など

4 留意事項

- (1) 平成19年7月6日付け障発第0706004号の通知内容に留意すること。
- (2) 本事業の対象となる事業所は次のとおり。
 - ア 就労継続支援B型事業所
 - イ 障害者自立支援法移行前の身体障害者授産施設、知的障害者授産施設及び精神障害者授産施設(いずれも小規模通所授産施設を含む。)
 - ウ 就労継続支援A型事業所、障害者自立支援法移行前の身体障害者福祉工場、知 的障害者福祉工場及び精神障害者福祉工場等のうち「工賃引上げ計画」を作成し、 積極的な取組を行っている事業所
 - エ 地域活動支援センター及び小規模作業所のうち就労継続支援B型事業所等の事業へ移行が具体的に計画されており、工賃引上げに意欲的に取り組む事業所等

5 費用の支弁

本事業に要する費用は、都道府県が支弁する。

6 経費の補助

国は、都道府県がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

フ 施行期日

この通知は平成19年4月2日から施行するものとすること。

平成21年度障害者就業・生活支援センター 一覧 (計247センター)

(平成22年2月1日現在)

				(平成22年2	<u> 月1日現在</u> /
都道府県	センター名	運営法人	郵便 番号	1 17 ノベーーリアメナ 700(三主 40分)	電話番号
北海道	札幌障がい者就業・生活支援センター たすく	(社福)愛和福祉会	060- 0807	札幌市北区北7条西1-1-18 丸 増ビル301号室	011-728- 2000
	小樽後志地域障害者就業・生活支援センター ひろば	(社福)後志報恩会	047- 0024	小樽市花園4-14-3	0134-31- 3636
	道南しょうがい者就業・生活支援センター「すてっぷ」	(社福)侑愛会	041- 0802	函館市石川町41-3	0138-34- 7177
	くしろ・ねむろ障害者就業・生活支援センター ぷれん	(社福)釧路のぞみ協会	085- 0006	釧路市双葉町17-18	0154-65- 6500
	十勝地域障害者就業・生活支援センターだいち	(社福)意誠会	080- 0016	帯広市西6条南6-3	0155-24- 8989
	空知障害者就業・生活支援センター ひびき	(社福)北海道光生会	072- 0017	美唄市東6条南1-5-1	0126-66- 1077
	オホーツク障がい者就業・生活支援センターあおぞら	(社福)川東の里	090- 0040	北見市大通西2-1	0157-69- 0088
	上川中南部障害者就業・生活支援センター「きたのまち」	(社福)旭川旭親会	078- 8329	旭川市宮前通東4155-130 旭川 市障害者福祉センター おぴった1 階	0166-38- 1001
	胆振日高障がい者就業・生活支援センター すて~じ	(社福)北海道社会福祉事業 団	052- 0014	伊達市舟岡町334-9 あいぷらざ 1階	0142-82- 3930
	石狩障害者就業・生活支援センター「のいける」	(社福)はるにれの里	i	石狩市花畔2条1-9-1 北ガスプ ラザ石狩2階	0133-76- 6767
	道北障害者就業・生活支援センター「いきぬき」	(社福)道北センター福祉会	096- 0011	名寄市西1条南7-5	01654-9- 4365
青森県	津軽障害者就業・生活支援センター	(社福)七峰会	036- 1321	弘前市大字熊島字亀田184-1	0172-82- 4524
	青森藤チャレンジド就業・生活支援センター	(社福)藤聖母園	030- 0841	青森市奥野2-25-9	017-722- 3013
	障害者就業・生活支援センター みなと	(医)清照会	031- 0041	八戸市廿三日町18	0178-44- 0201
	障害者就業・生活支援センター 月見野	(社福)健誠会	038- 2816	つがる市森田町森田月見野473-2	0173-26- 4242
岩手県	胆江障害者就業・生活支援センター	(社福)愛護会	023- 0824	奥州市水沢区泉町9-1	0197-51- 6306
	宮古地区チャレンジド就業・生活支援センター	(社福)若竹会	027- 0073	宮古市緑ヶ丘2-3	0193-71- 1245
	盛岡広域障害者就業・生活支援センター	(社福)千晶会		盛岡市本町通3-19-1 岩手県福 祉総合相談センター2階	019 - 605- 8822
	一関広域障害者就業・生活支援センター	(社福)平成会 ;	029- 0131	一関市狐禅寺字石の瀬61-3	0191-34- 9100
	久慈地区チャレンジド就業・生活支援センター	(社福)修倫会	028- 0061	久慈市中央4-34	0194-66- 8585
	岩手中部障がい者就業・生活支援センター しごと ネットさくら	(社福)岩手県社会福祉事業 団		北上市本通り2丁目1-10 サ ポートセンターさくら内	0197-63- 5791
	二戸圏域チャレンジド就業・生活支援センター カシオペア	(NPO)カシオペア障連	028~ 6103	二戸市石切所字川原28-7	0195-26- 8012
宮城県	石巻地域就業・生活支援センター	(社福)石巻祥心会	986- 0861	石巻市蛇田字小斎24-1コスモス 内	0225 - 95- 6424
	県北地域福祉サービスセンター 障害者就業・生活 支援センター Link	(社福)宮城県社会福祉協議 会		大崎市古川駅前大通1-5-18 ふ るさとプラザ2階	0229-21- 0266

			989-		0224-25-
	県南障害者就業・生活支援センター「コノコノ」	(社福)白石陽光園 	0225	白石市東町2-2-33	7303
	障害者就業・生活支援センター わ~く	(社福)宮城県社会福祉協議 会	989- 2432	岩沼市中央2-5-26	0223-25- 4580
	障害者就業・生活支援センター「ゆい」	(社福)恵泉会	987~ 0511	登米市迫町佐沼字中江1-10-4	0220-21- 1011
秋田県	秋田県南障害者就業・生活支援センター	(社福)慈泉会	019- 1402	仙北郡美郷町野中字下村55-2	0187-84- 3809
	ウェルビューいずみ障害者就業・生活支援センター	(社福)いずみ会	010- 0817	秋田市泉菅野2-17-27	018-896- 7088
	秋田県北障害者就業・生活支援センター	(社福)大館圏域ふくし会		大館市字三ノ丸103-4 大館市総 合福祉センター2階	0186-57- 8225
山形県	置賜障害者就業・生活支援センター サポートセン ターおきたま	(社福)山形県社会福祉事業 団	993- 0016	長井市台町4-24	0238-88- 5357
	村山障害者就業・生活支援センター ジョブサポート ぱる	(社福)山形県社会福祉事業 団	990- 0861	山形市江俣1-9-26	023-682- 0210
	庄内障害者就業・生活支援センター サポートセン ターかでる	(社福)山形県社会福祉事業 団	998- 0865	酒田市北新橋1-1-18	0234-24- 1236
福島県	いわき障害者就業・生活支援センター	(社福)いわき福音協会	970- 8026	いわき市平字堂ノ前2	0246-24- 1588
	県中地域障害者就業・生活支援センター	(社福)ほっと福祉記念会	963- 8803	郡山市横塚3-4-21	024-941- 0570
	会津障害者就業・生活支援センター	(社福)若樹会		会津若松市神指町大字北四合 字伊丹堂86-1	0242-25- 2242
	相双障害者就業・生活支援センター	(社福)福島県福祉事業協会		南相馬市原町区金沢字割田228 原町学園アフターケアセンター内	
	県南障がい者就業・生活支援センター	(社福)福島県社会福祉事業 団		白河市本町2番地 マイタウン白 河2階	0248-23- 8031
茨城県	水戸地区障害者就業・生活支援センター	(社福)水戸市社会福祉事業 団	311- 4141	水戸市赤塚1-1ミオスビル2階	029-309- 6630
	慶育会 障害者就業・生活支援センター なかま	(社福)慶育会	308- 0811	筑西市茂田1740	0296-22- 5532
	障害者就業・生活支援センターかい	(社福)白銀会	315- 0005	石岡市鹿の子4-16-52	0299-22- 3215
	障害者就業・生活支援センター かすみ	(社)茨城県雇用開発協会	300- 0053	土浦市真鍋新町1−14	1 029-827- 1104
	かしま障害者就業・生活支援センター まつぼっくり	(社福)鹿島育成園	314- 0032	鹿嶋市宮下2-1-24	0299-82- 6464
	障害者就業・生活支援センター つくばライフサポート センター	(社福)創志会	300- 2645	つくば市上郷7563-67	029-847- 8000
	障害者就業・生活支援センター KUINA	(社福)町にくらす会	312- 0004	ひたちなか市長砂1561-4	029-202- 0777
栃木県	とちぎ障害者就業・生活支援センター 「めーぷる」	(社福)せせらぎ会	321- 0201	下都賀郡壬生町大字安塚2032	0282-86- 8917
	両毛圏域障害者就業・生活支援センター	(社福)足利むつみ会		足利市真砂町1-1 栃木県安足健康福祉センター内	0284-44- 2268
	県北圏域障害者就業・生活支援センター ふれあい	(社福)とちぎ健康福祉協会	329- 1312	さくら市桜野1270	028-681- 6633
	県東圏域障害者就業・生活支援センター「チャレン ジセンター」	(社福)こぶしの会	321- 4305	真岡市荒町111一1	0285-85- 8451

群馬県	障害者就業・生活支援センター エブリィ	(社福)はるな郷		高崎市末広町115-1 高崎市総 合福祉センター内	027-361- 8666
	障害者就業・生活支援センター 障害者支援センター わ一くさぼーと	(社福)杜の舎	373- 0842	太田市細谷町1714-2	0276-32- 0400
	障害者就業・生活支援センター 障害者支援センター みずさわ	(社福)薫英会	370- 3606	北群馬郡吉岡町上野田3480	0279-54- 6542
	障害者就業・生活支援センター ワークセンターまえばし	(社福)すてっぷ		前橋市日吉町2-17-10前橋市総 合福祉会館1階	027-231- 7345
	障がい者就業・生活支援センター メルシー	(社福)明清会	372- 0001	伊勢崎市波志江町571-1	0270-25- 3390
埼玉県	障害者就業・生活支援センター ZAC	(NPO) 東松山障害者就労支援 センター	355- 0013	東松山市小松原町17-19	0493-24- 5658
	障害者就業・生活支援センター こだま	(社福)美里会	367- 0101	児玉郡美里町大字小茂田756-3	0495-76- 0055
	埼葛北障害者就業・生活支援センター	(社福)啓和会		久喜市青毛753-1 ふれあいセン ター久喜内	0480-21- 3400
	秩父障がい者就業・生活支援センター キャップ	(社福)清心会		秩父市中村町3-12-23 秩父市 ふれあいセンター内	0494-22- 2870
	障害者就業・生活支援センター CSA	(社福)あげお福祉会	362- 0075	上尾市柏座1-1-15プラザ館5階	048-767- 8991
	障がい者就業・生活支援センター 遊谷	(社福)熊谷礎福祉会	360- 0041	熊谷市宮町2-65熊谷市立障害 福祉会館2階	048-599- 1755
	障害者就業・生活支援センター かわごえ	(社福)親愛会	350- 1151	川越市大字今福424	049-256- 7152
千葉県	障害者就業・生活支援センター あかね園	(社福)あひるの会	275- 0024		047-452- 2715
	障害者就業・生活支援センター 千葉障害者キャリア センター	(NPO)ワークス未来千葉	261- 0002	千葉市美浜区新港43	043-204- 2385
	障害者就業・生活支援センター ビックハート	(社福)実のりの会	277- 0005	柏市柏1-1-11 ファミリ柏3階	04-7168- 3003
	東総障害者就業・生活支援センター	(社福)ロザリオの聖母会	289- 2513	旭市野中3825	0479-60- 0211
	障害者就業・生活支援センター ふる里学舎地域生活支援センター	(社福)佑啓会	290- 0265	市原市今富1110-1	0436-36- 7762
	障害者就業・生活支援センター 就職するなら明朗塾	(社福)光明会	285- 0026	佐倉市鏑木仲田町9-3	043-235 7350
	障害者就業・生活支援センター ブリオ	(社福)ワーナーホーム	299- 3211	山武郡大網白里町細草3221-4	0475-77- 6511
	大久保学園 障害者就業・生活支援センター	(社福)大久保学園		船橋市大神保町1359-7 船橋 市光風みどり園内	047—457 —7380
東京都	障害者就業・生活支援センター ワーキング・トライ	(社福)JHC板橋	174- 0072	板橋区南常盤台2-1-7	03-5986- 7551
	障害者就業・生活支援センター アイーキャリア	(NPO) 障害者支援情報セン ター		世田谷区中町2-21-12 なかまち NPOセンター306号	03-3705- 5803
	障害者就業・生活支援センター オープナー	(社福)多摩棕櫚亭協会	186- 0003	国立市富士見台1-17-4	042-577- 0079
	障害者就業・生活支援センター WEL'S TOKYO	(NPO)WEL'S新木場		千代田区神田錦町3-21 ちよだ プラットフォームスクエア1036	03-5281 2345
	障害者就業・生活支援センター TALANT	(NPO)わかくさ福祉会		八王子市横山町25-9ツカキスク エア3階	042-648 3278
申奈川県	障害者支援センター ぽけっと	(社福)よるべ会	1	小田原市曽比1786-1 オークプ ラザⅡ	0465-39- 2007

	よこすか障害者就業・生活支援センター	(社福)横須賀市社会福祉事 業団	238- 0041 横須賀市本町2-1 1933
	障害者就業・生活支援センター サンシティひらつか	(社福)進和学園	254- 0041 平塚市浅間町2-20 0463-3 1622
	横浜市障害者就業・生活支援センター スタート	(社福)こうよう会	244- 横浜市戸塚区戸塚町4111 吉原 045-86 0003 ビル2階 2323
	障害者就業・生活支援センター "ぽむ"	(社福)県央福祉会	243- 海老名市東柏ヶ谷3-5-1 ウエル 046-23 0401 ストーン相模野103 2444
新潟県	障害者就業・生活支援センター こしじ	(社福)中越福祉会	949- 5411 長岡市来迎寺1864 0258-9 5163
	障害者就業・生活支援センター ハート	(社福)県央福祉会	955- 0845 三条市西本成寺1-28-8 0256-3 6692
	障害者就業・生活支援センター アシスト	(社福)のぞみの家福祉会	957- 0053 新発田市中央町3-1-1 0254-2 1987
	障害者就業・生活支援センター さくら	(社福)さくら園	943- 上越市寺町2-20-1 上越市福祉 0892 交流プラザ内 9087
	障害者就業・生活支援センター らいふあっぷ	(社福)更生慈仁会	950- 2076 新潟市西区上新栄町3-20-18 025-25 0210
	障害者就業・生活支援センター あおぞら	(社福)十日町福祉会	948- 0055 十日町市高山1360-2 025-75. 4486
富山県	富山障害者就業・生活支援センター	(社福)セーナー苑	939- 富山市坂本3110 076-46 5093
	高岡障害者就業・生活支援センター	(社福)たかおか万葉福祉会	933- 高岡市博労本町4-1 高岡市ふ 0766-2 0935 れあい福祉センター2階 4566
	新川障害者就業・生活支援センター	(社福)新川むつみ園	939- 0633 下新川郡入善町浦山新2208 0765-7 1131
	砺波障害者就業・生活支援センター 障がい者サポートセンター きらり	(社福)渓明会	939- 1374 砺波市山王町1-2 4号室 0763-3 1552
石川県	金沢障害者就業・生活支援センター	(社福)金沢市社会福祉協議 会	920- 金沢市高岡町7-25 金沢市松ヶ 076-23 0864 枝福祉館内 3571
	こまつ障害者就業・生活支援センター	(社福)こまつ育成会	923- 小松市桜木町96-2 0761-2 0942 小松市桜木町96-2 8553
福井県	福井障害者就業・生活支援センター ふっとわーく	(社福)福井県福祉事業団	910- 3623 福井市島寺町67-30 0776-9 3747
	嶺南障害者就業・生活支援センター ひびき	(社福)敦賀市社会福祉事業 団	914- 敦賀市長谷47-21 0770-2 1236
山梨県	障害者就業・生活支援センター 陽だまり	(社福)八ヶ岳名水会	408- 0025 北杜市長坂町長坂下条1368-1 0551-3 0035
	すみよし障がい者就業・生活支援センター	(財)住吉病院	400- 0851 甲府市住吉4丁目11-5 055-22 2133
	障害者就業・生活支援センター コピット	(社福)ぶどうの里	404- 0042 甲州市塩山上於曽933-1 0553-3 8181
長野県	上小地域障害者就業・生活支援センター SHAKE	(社福)かりがね福祉会	386- 上田市中央3-5-1 上田市ふれ 0268-2 0012 あいセンター2階 2039
	松本圏域障害者就業・生活支援センター あるぷ	(社福)安曇野福祉協会	399- 8205 安曇野市豊科4156-1 0263-7 4664
	長野圏域障害者就業・生活支援センター ウィズ	(社福)ともいき会	380- 長野市大字南長野新田町1485- 0835 1 もんぜんプラザ4階 3737
	飯伊圏域障害者就業・生活支援センター ほっとすまいる	(NPO)飯伊圏域障害者総合支援センター	395- 0024 飯田市東栄町3108—1 0265-2 3182
	障害者就業・生活支援センター 佐久	・ (社福)佐久コスモス福祉会	385- 0051 佐久市中込3100-3 0267-6 6644

	上伊那圏域障害者就業・生活支援センター きらりあ	(社福)伊那市社会福祉協議会	396- 0021	伊那市伊那1499-7	0265-74- 5627
	北信圏域障害者就業・生活支援センター	(社福)高水福祉会	389- 2254	飯山市南町19-8	0269-62- 1344
	諏訪圏域障害者就業・生活支援センター	(社福)清明会		諏訪市小和田19-3 諏訪市総合 福祉センター内	0266~54- 7013
	大北圏域 障害者就業・生活支援センター「スクラム・ネット」	(社福)信濃の郷		大町市大字大町1129 大町総合 福祉センター内	0261-62- 3855
	木曽圏域障害者就業・生活支援センター ともに	(社福)木曽社会福祉事業協 会		木曽郡上松町大字小川1702 ひのきの里総合福祉センター内	0264-52- 2494
皮阜県	岐阜障害者就業・生活支援センター	(社福)岐阜市社会福祉事業 団		岐阜市日ノ出町2-5-2ハヤシビ ル2階	058-266- 4757
	山ゆり障害者就業・生活支援センター	(社福)飛驒慈光会	506- 0058	高山市山田町831-43	0577-32- 6280
	ひまわりの丘障害者就業・生活支援センター	(社福)岐阜県福祉事業団	501- 3938	関市桐ヶ丘3-2	0575-24- 5880
	西濃障がい者就業・生活支援センター	(社福)あゆみの家	503- 2123	不破郡垂井町栗原2066-2	0584-22- 5861
	東濃障がい者就業・生活支援センター	(社福)陶技学園	507- 0038	多治見市白山町1-60	0572-21- 1151
静岡県	静岡中東遠障害者就業・生活支援センター ラック	(社福)明和会	437~ 0062	袋井市泉町2-10-13	0538-43- 0826
	障害者就業・生活支援センター だんだん	(医)至空会	433- 8101	浜松市北区三幸町201~4	053-420 0802
	障害者就業・生活支援センター ひまわり	(社福)あしたか太陽の丘	410- 0312	沼津市原1418-46	055-968- 1120
	富士障害者就業・生活支援センター チャレンジ	(社福)誠信会	417- 0801	富士市大渕2075-3	0545-35- 1148
	障害者就業・生活支援センター ぱれっと	(社福)ハルモニア	426- 0066	藤枝市青葉町2-11-1	054-637 2111
	障害者就業・生活支援センター さつき	(社福)明光会	421- 1211	静岡市葵区慈悲尾180	054-277 3019
	障害者就業・生活支援センターおおむろ	(社福)城ヶ崎いこいの里	413- 0232	伊東市八幡野1259-21	0557-53 5501
愛知県	豊橋障害者就業・生活支援センター	(社福)岩崎学園		豊橋市岩崎町字利兵72-2 岩崎 通勤寮内	0532-69 1321
	知多地域障害者就業・生活支援センター ワーク	(社福)愛光園	470- 2102	知多郡東浦町緒川字寿久茂129	0562-34 6669
	なごや障害者就業・生活支援センター	(社福)共生福祉会		名古屋市中村区井深町15-17 泉第一ビル2階	052-459 1918
	西三河障害者就業・生活支援センター「輪輪」	(社福)愛惠協会	444- 3511 岡崎市舞木町字山中町1		0564-27- 8511
	尾張北部障害者就業・生活支援センター「ようわ」	(社福)養楽福祉会	487~ 0031	春日井市廻間町字神屋洞703-1	0568-88 5115
	尾張西部障害者就業・生活支援センター 「すろーぷ」	(社福)樫の木福祉会	494- 0012	一宮市明地字上平35-1	0586-68 6822
	尾張東部障害者就業・生活支援センター アクト	(社福)ひまわり福祉会	488- 0833	尾張旭市東印場町二反田146	0561-54 8677
三重県	四日市障害者就業・生活支援センター プラウ	(社福)四日市市社会福祉協 議会	510~ 0085	四日市市諏訪町2-2 総合会館2 階	059-354 2550
	伊勢志摩障害者就業・生活支援センター ブレス	(社福)三重済美学院	516~ 0077	伊勢市宮町1-5-20	0596-20 6525

	鈴鹿亀山障害者就業・生活支援センター あい	(社福)和順会		鈴鹿市神戸1-18-18鈴鹿市役所 西館2階	059-381 1035
	伊賀圏域障がい者就業・生活支援センター ジョブサポート ハオ	(社福)名張育成会	518- 0603	名張市西原町2625	0595-65 7710
	障害者就業・生活支援センター そういん	(医)北勢会	511- 0061	桑名市寿町1-11	0594-27 7188
	松阪・多気地域障がい者就業・生活支援センター マーベル	(社福)敬真福祉会	515- 0812	松坂市船江町1392-3 松坂 ショッピングセンター「マーム」1 階	0598-50 5569
	津地域障がい者就業・生活支援センター「ふらっと」	(社福)聖マッテヤ会		津市丸之内27-10 津市社会福祉センター1階	059-229 1380
滋賀県	障害者雇用・生活支援センター(甲賀)	(社福)しがらき会	528- 0012	甲賀市水口町暁3-44	0748-63 5830
	障害者就業・生活支援センター働き・暮らしコトー支援 センター	(社福)ひかり福祉会	522- 0054	彦根市西今町87-16 NaSu8- 103	0749-21 2245
	おおつ障害者就業・生活支援センター	(NPO)おおつ「障害者の生活 と労働」協議会	520- 0044	大津市京町3-5-12 森田ビル1 階	077-522 5142
	湖西地域障害者就業・生活支援センター	(社福)ゆたか会	520- 1632	高島市今津町桜町2-3-11	0740-22 3876
	湖南地域障害者就業・生活支援センター	(財)滋賀県障害者雇用支援センター		守山市梅田町2-1-217(セル パ守山内)	077-583 5979
	東近江圏域障害者就業・生活支援センター	! (社福)わたむきの里福祉会		近江八幡市鷹飼町571平和堂近江八幡店5階	0748-36 7999
	湖北地域しょうがい者就業・生活支援センター	(社福)湖北会	526- 0063	長浜市末広町6-2ワイエフビル18 1階	0749-64 5130
京都府	京都障害者就業・生活支援センター	(社福)京都総合福祉協会		京都市左京区下鴨北野々神町2 6 北山ふれあいセンター内	075-702 3725
	障害者就業・生活支援センター はぴねす	· 《社福》南山城学園 	611- 0033	宇治市大久保町北ノ山101-10	0774-41 2661
	障害者就業・生活支援センター わかば	(社福)みずなぎ学園	625- 0014	舞鶴市字鹿原772-1	0773-65 2071
	障害者就業・生活支援センター「あん」	(社福)京都ライフサポート協 会	619- 0204	木津川市山城町上狛前畑12-8	0774-86 5056
	なんたん障害者就業・生活支援センター	(社福)松花苑	621- 0018	亀岡市大井町小金岐北浦16	0771-24 2181
	障害者就業・生活支援センターアイリス	(財)長岡記念財団		長岡京市神足2-3-1 バンビオ1 番館7階 701-6	075-952 5180
大阪府	大阪市障害者就業・生活支援センター	(社福)大阪市障害者福祉・スポーツ協会		大阪市天王寺区東上町4-17 大阪市立中央授産場内	06-6776 7336
	北河内東障害者就業・生活支援センター	(社福)大阪手をつなぐ育成会		大東市末広町15-6 支援セン ターさくら内	072-871 0047
	南河内南障害者就業・生活支援センター	(社福)大阪府障害者福祉事 業団	586- 0024	河内長野市西之山町2-21	0721-53 6093
	すいた障害者就業・生活支援センター	(社福)ぷくぷく福祉会	564- 0031	吹田市元町19-15 丸二ビル1階	06~6317 3749
	高槻市障害者就業・生活支援センター	(社福)花の会		高槻市城北町1-7-16 リーベン 城北2階	072-662 4510
	八尾・柏原障害者就業・生活支援センター	(社福)信貴福祉会	581- 0853	八尾市楽音寺1-84	072-940 1215
	とよなか障害者就業・生活支援センター	(NPO) 豊中市障害者就労雇用 支援センター		豊中市寺内1-1-10 ローズコミュ ニティ・緑地 1階	06-4866 7100
	東大阪市障害者就業・生活支援センター	(社福)東大阪市社会福祉事 業団	577- 0054	東大阪市高井田元町1-2-13	06-6789 0374

	南河内北障害者就業・生活支援センター	(社福)ふたかみ福祉会	583- 0856	羽曳野市白鳥3-16-3セシル古市 103	072-957- 7021
	枚方市障害者就業・生活支援センター	(社福)であい共生舎	573- 8666	枚方市大垣内町2-1-20枚方市 役所別館1階	090-2064- 2188
	寝屋川市障害者就業・生活支援センター	(社福)光輝会	572- 0832	寝屋川市本町1-2	072-822- 0502
	泉州中障害者就業・生活支援センター	(NPO)あいむ	597- 0072	貝塚市畠中1-3-10	072-422- 3322
	茨木・摂津障害者就業・生活支援センター	(社福)摂津市社会福祉事業団	566- 0062	摂津市鳥飼上5-2-8ふれあいの 里内	072-653- 1212
	北河内西障害者就業・生活支援センター	(社福)明日葉		守口市日吉町1-2-12守口市身 体障害者·高齢者交流会館4階	06-6994- 3988
	泉州北障害者就業・生活支援センター	(NPO)チャレンジド・ネットいず み	594- 0032	和泉市池田下町1341-12	0725-26- 0222
	泉州南障害者就業・生活支援センター	(NPO)障害者自立支援セン ター ほっぷ		泉佐野市下瓦屋222-1 泉佐野人権文化センター2階	072-463- 7867
	豊能北障害者就業・生活支援センター	(財)箕面市障害者事業団		箕面市稲1丁目11番2号 ふれあい就労支援センター3階	072-723 8801
	堺市障害者就業・生活支援センター	(NPO)堺市障害者就労促進協 会	590- 0141	堺市南区桃山台1-23-1	072-292 1826
兵庫県	加古川障害者就業・生活支援センター	(社福)加古川はぐるま福祉会	675- 0002	加古川市山手1-11-10	0794-38- 8728
	神戸障害者就業・生活支援センター	(社福)神戸聖隸福祉事業団	652- 0897	神戸市兵庫区駅南通5~1~1	078-672- 6480
	西播磨障害者就業・生活支援センター	(社福)兵庫県社会福祉事業 団	678- 0252	赤穂市大津1327 赤穂精華園内	0791-43- 2091
	淡路障害者就業・生活支援センター	(社福)兵庫県社会福祉事業 団	656- 1331	洲本市五色町都志大日707	0799-33- 1192
	姫路障害者就業・生活支援センター	(財)姫路市障害者職業自立センター	670- 0074	姫路市御立西5-6-26	0792-91- 6504
	丹波障害者就業・生活支援センター	(社福)わかたけ福祉会	669- 2314	篠山市東沢田240-1	079-554- 1566
奈良県	なら障がい者就業・生活支援センター コンパス	(社福) 寧楽ゆいの会		奈良市大宮町3-5-39 やまと建 設第3ビル 302	0742-32- 5512
	なら東和障害者就業・生活支援センター たいよう	(社福)大和会		桜井市桜井232 ヤガビル3階 302号室	0744-43- 4404
	なら西和障害者就業・生活支援センター ライク	(社福)ちいろば会	636- 0802	生駒郡三郷町三室1-10-19	0745-51- 2001
	なら中和障害者就業・生活支援センター ブリッジ	(社福)奈良県手をつなぐ育成 会	634- 0812	橿原市今井町2-9-19	0744-23- 7176
和歌山県	紀南障害者就業・生活支援センター	(社福)やおき福祉会	646- 0061	田辺市上の山2-23-52	0739-26- 8830
	障害者就業・生活支援センター つれもて	(社福)一麦会	640- 8123	和歌山市三沢町3-40	073-427- 8149
	紀中障害者就業・生活支援センター わーくねっと	(社福)太陽福祉会	644- 0011	御坊市湯川町財部726-9	0738-23- 1955
	東牟婁圏域障害者就業・生活支援センター あーち	(社福)和歌山県福祉事業団	647- 0041	新宮市野田1-8	0735-21- 7113
	伊都障がい者就業・生活支援センター	(社福)筍憩会	648- 0074	橋本市野5-1	0736-32- 8246
鳥取県	障害者就業・生活支援センター しゅーと	(社福)あし一ど		米子市道笑町2-126 桑本ビル1	0859-37- 2140

0857-59- 6060 0858-23- 8448 0855-22- 4141 0853-43- 0189 0852-60- 1870
8448 0855-22- 4141 0853-43- 0189 0852-60-
4141 0853-43- 0189 0852-60-
0189 0852-60-
0856-23- 7218
0854-45- 3150
0854-84- 0271
086-275- 5697
€福 086-434- 9886
0868-21- 8830
0847-34- 1375
0847-46- 2636
082-497- 0701
082-537- 1132
上会 0823-25- 8870
0836-39- 5357
083-262- 2116
083-902- 7117
0827-28- 0021
0834-39- 3700
*
0838-24- 5858
1
5858 括 088-699-
5858 088-699- 7523

	障害者就業・生活支援センター オリーブ	(社福)あゆみの会	761- 8058	高松市勅使町398-18	087-869- 4649
	障害者就業・生活支援センター くばら	(医)三愛会	763- 0073	丸亀市柞原町189-1	0877-64- 6010
	障害者就業・生活支援センター つばさ	(社福)三豊広域福祉会	768- 0014	観音寺市流岡町750-1	0875-23- 2070
愛媛県	えひめ障害者就業・生活支援センター	(社福)愛媛県社会福祉事業 団		松山市道後町2-12-11 愛媛県 身体障害者福祉センター内	089-917- 8516
	障害者就業・生活支援センター あみ	(社福)来島会	794- 0028	今治市北宝来町2-2-12	0898-34- 8811
	南予圏域障害者就業・生活支援センター きら	(財)正光会	798- 0039	宇和島市大宮町3-2-10	0895-22- 0377
高知県	障害者就業・生活支援センター ラポール	(社福)高知県知的障害者育 成会	787- 0010	四万十市古津賀1409	0880-34- 6673
	高知障害者就業・生活支援センター シャイン	(社福)太陽福祉会	780- 0935	高知市旭町2-21-6	088-822- 7119
	障害者就業・生活支援センター ゆうあい	(社福)高知県知的障害者育 成会	783- 0005	南国市大埇乙2305	088-854- 9111
	障害者就業・生活支援センター「ポラリス」	(社福)安芸市身体障害者福 祉会	784- 0027	安芸市宝永町464-1	0887-34- 3739
福岡県	北九州障害者就業・生活支援センター	(社福)北九州市手をつなぐ育 成会	1	北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェ ルとばた2階	093-871- 0030
	障害者就業・生活支援センター「デュナミス」	(社福)上横山保育会		八女郡広川町大字新代1110 グ ランセラーノ1階A号室	0943-32- 4477
	福岡県央障害者就業・生活支援センター	(社福)鞍手ゆたか福祉会	822- 0024 直方市須崎町16-19		0949-22- 3645
	障害者就業・生活支援センター野の花	(社福)野の花学園	810- 0044 福岡市中央区六本松1-2-		092-713- 0050
	障害者就業・生活支援センター じゃんぷ	(社福)豊徳会	825- 0004 田川市大字夏吉4205-3		0947-23 1150
	障害者就業・生活支援センターほっとかん	(NPO)大牟田市障害者協議 会	836- 0041	大牟田市新栄町16-11-1	0944-57 7161
	障害者就業・生活支援センターちどり	(社福)福岡コロニー	811- 3115	古賀市久保1343-3	092-944 4419
佐賀県	たちばな会 障害者就業・生活支援センター	(社福)たちばな会	849- 1422	嬉野市塩田町大字谷所甲1388	0954-66 9093
	障害者就業・生活支援センター もしもしネット	(社福)若楠		鳥栖市弥生が丘2-134 若楠療育園 第一管理棟1階	0942-87 8976
長崎県	長崎障害者就業・生活支援センター	(社福)南高愛隣会		諫早市上町11-5 わーくかんま ち内	0957-35 4887
	長崎県北地域障害者就業・生活支援センター	(社福)民生会	857- 0322	北松浦郡佐々町松瀬免109-2	0956-62 3844
	障害者就業・生活支援センター ながさき	(社福)ゆうわ会		長崎市茂里町3-24 長崎県総合 福祉センター3階	095-865 9790
	障害者就業・生活支援センター けんなん	(社福)南高愛隣会	855- 0045		0957-65 5002
熊本県	熊本障害者就業・生活支援センター	(社)熊本県高齢・障害者雇用 支援協会		熊本市水道町8-6 朝日生命熊 本ビル3階	096-320 8001
	熊本県南部障害者就業・生活支援センター「結」	(社福)慶信会		八代市田中西町15-15ナイスビ ル B号室	0965-35 3313
	熊本県北部障害者就業・生活支援センター がまたす	(社福)菊愛会		菊池市隈府469-10 総合セン ターコムサール2階	0968-25 1899

	熊本県有明障害者就業・生活支援センター きずな	(医)信和会	865- 0064	玉名市中46-4	0968-71- 0071
大分県	障害者就業・生活支援センター 大分プラザ	(社福)博愛会		大分市高砂町2-50 オアシスひ ろば21 3階	097-514- 3300
	障害者就業・生活支援センター サポートネットすまいる	(社福)大分県社会福祉事業 団	879- 0471	字佐市大字四日市1574-1	0978-32- 1154
	障害者就業・生活支援センター はぎの	(社福)大分県社会福祉事業 団	877- 0012	日田市淡窓1-68-3	0973-24- 2451
	豊肥地区就業・生活支援センター つばさ	(社福)紫雲会	879- 7111	豊後大野市三重町赤嶺1927-1	0974-22- 0313
宮崎県	みやざき障害者就業・生活支援センター	(社福)宮崎県社会福祉事業 団		宮崎市花山手東3-25-2 宮崎市総合福祉保健センター内	0985-63- 1337
	のべおか障害者就業・生活支援センター	(社福)高和会	882- 0836	延岡市恒富町4-66	0982-20- 5283
	こばやし障害者就業・生活支援センター	(社福)燦燦会	886- 0008	小林市本町32	0984-22- 2539
	みやこのじょう障害者就業・生活支援センター	(NPO)キャンバスの会	885- 0071	都城市中町1街区7号IT産業ビル 1階	0986-22- 9991
	ひゅうが障害者就業・生活支援センター	(社福)浩和会	883- 0021	日向市大字財光寺桃ノ木515-1	0982-57- 3007
鹿児島県	かごしま障害者就業・生活支援センター	(社福)鹿児島県社会福祉事 業団	899- 2503	日置市伊集院町妙円寺1−1~1	099-272- 5756
	おおすみ障害者就業・生活支援センター	(社福)天上会		鹿屋市向江町29-2 鹿屋市社会福祉会館内	0994-35- 0811
沖縄県	障害者就業・生活支援センター ティーダ&チムチム	(社福)名護学院	905- 0006	名護市字字茂佐943	0980-54- 8181
	中部地区障害者就業・生活支援センター	(社福)新栄会	904- 0033	沖縄市山里2-1-1	098-931- 1716
	南部地区障害者就業・生活支援センター しごと・せいかつ支援センター群星(むりぶし)	(社福)伊集の木会		那覇市字古島12-1 ピュアパレ ス黒潮309	098-941- 5008

障障発1117第1号 平成21年11月17日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 民生主管部(局)長 殿 児童相談所設置市

厚生労働省社会·援護局 障害保健福祉部障害福祉課長

障害児施設の入所に係る契約及び措置の運用について

障害児施設の入所に係る契約及び措置の判断については、「障害児施設給付費等の支給について」(平成19年3月22日障発第0322005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)により示してきたところであるが、その判断については、各都道府県、指定都市及び児童相談所設置市により差が生じているとの指摘があることから、全国的に適切な判断が行われるよう別紙のとおりその運用の考え方を示すので、現在障害児施設に入所している児童も含めて、適切な運用に努められたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定 する技術的な助言に当たるものである。

(別紙)

障害児施設の入所に係る契約及び措置の運用について

1. 趣旨

障害児施設への入所に関しては、平成 17 年の児童福祉法(昭和 22 年法律 第 164 号)の改正により、保護者と事業者との契約による「契約制度」が導 入されたところである。

これにより、障害児施設への入所に関し、契約により行うか、措置により 行うかに関する判断については、各都道府県、指定都市及び児童相談所設置 市(以下「都道府県等」という。)が、個別に行うこととなった。

このため、障害児施設に係る契約及び措置に関する判断について適切に行うことができるよう、「障害児施設給付費等の支給決定について」(平成 19年3月22日付障発第0322005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)において、契約及び措置に関する判断基準を地方公共団体に対して示したところである。

しかし、障害児施設の入所に係る契約及び措置に関する判断については、都道府県等により、ばらつきが生じているとの指摘があり、「社会保障審議会障害者部会報告(平成 20 年 12 月 16 日)」等においても、「その判断について都道府県(指定都市、児童相談所設置市を含む)によって差が生じている状況があり、このため、措置か契約かの判断をより適切に行うとの観点から、判断基準を明確化する作業を進め、ガイドラインを作成することとすべきである」等の指摘がされたところである。

本通知は、例えば、虐待のおそれのある場合も虐待等として柔軟に対応するなど、各自治体において、障害児に対する虐待等についてより適切に対応できるようにすることなどを目的として、契約及び措置に関する判断につき、不適切に運用されていると思われる事例などを踏まえつつ、その判断のあり方について再度整理するとともに、都道府県等において適切に行われるよう、必要な技術的助言を行うものである。

< 参照 >

「障害児施設給付費等の支給決定について」(抄)

(平成 19年 3月 22日付障発第 0322005号

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

第三 障害児に係る支給決定の方法

1 障害児に係る支給決定に係る留意事項 (前略)

なお、次のいずれかに該当する場合であって、児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号に係る措置が適当であると児童相談所が判断した場合にあっては、「措置制度」に基づく施設利用となり、この通知の適用外の扱いとなる。

- ① 保護者が不在であることが認められ、利用契約の締結が困難な場合
- ② 保護者が精神疾患等の理由により、制限行為能力者又はこれに準ずる状態にある場合
- ③ 保護者の虐待等により、入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難と認められる場合 (なお、「等」の解釈として、
- ・親が養育を拒否 (親に対する指導を児童相談所が行っても、改善されない場合を想定)している場合
- ・親が障害を受容できず、健常児と同じ育児に固執し、児童に悪影響を与える場合
- ・家庭環境の問題によって、児童を家庭から引き離さなければ、児童の成長に重大な影響を与えると判断された場合 等が想定されるが、個々の事例に関しては、十分に家庭環境や障害児の発育を考慮し決定すべきである。)
- 2 障害児施設の入所に係る契約及び措置の具体的な運用について

障害児施設の入所に係る契約及び措置に関する判断については、下記を参考の上、個々の児童の状況を勘案して行うこと。

- (1)「保護者の虐待等により、入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難と認められる場合」について判断する際には、以下の点に留意すること。
 - ① 児童虐待の早期発見・早期対応の観点から、明らかに虐待が確認される場合のほか、虐待が疑われる場合や、放置すると虐待につながるおそれがある場合など「虐待のおそれがある場合」も虐待等に含めて、柔軟に対応すること。
 - ② 虐待等が見受けられる場合において、保護者に利用契約の意思があり、 契約することが可能であっても、子どもの健全な育ちを確保するため、 措置とすること。
 - ③ 虐待等により児童を措置した場合において、当該児童のきょうだいに つき、当該児童が措置により入所していることのみを理由に措置とする のではなく、個々の児童ごとに、虐待等の状況などを把握した上で、措 置にするかどうかの判断を行うこと。
- (2) 保護者が利用料を滞納または未納している場合には、以下の点に留意すること。

① 保護者が利用料の滞納等をしていることだけをもって措置とするのではなく、児童の虐待等の状況などを勘案して判断すること。

ただし、利用料の滞納等を受け、催告など必要な手続きを行った上で 契約の解除がなされた場合において、引き続き対象児童を入所させるこ とが必要なときは、措置とすること。

② 措置による入所でなければ受け入れないなどの事業者の意向ではなく、 障害児の状態等から措置にするかどうかを個別に判断すること。

なお、事業者が正当な理由がなく、契約を拒む場合は、児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第178号)第10条等に抵触するため、必要に応じて、当該事業者の指定権限者である都道府県等と相談して必要な対応をとること。

- (3) その他、以下の点に留意すること。
 - ① 18歳以上の者については、一律に契約とするのではなく、個々の状況 を判断し、措置の必要があれば措置とすること。
 - ② 里親及び小規模住居型児童養育事業を行う者(ファミリーホーム)に委託されている障害児が障害児通園施設(児童デイサービス事業を含む)を利用する場合には、「「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」の一部改正について」(平成21年3月31日付障障発第0331004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)に示したように、措置とすること。
 - ③ 契約または措置で入所した場合でも、その後の児童や家庭等の状況の変化に応じて、契約から措置へ、また措置から契約へと柔軟に対応すること。
 - ④ 民法上、対象児童の保護者以外の者(保護者でない祖父母など)と契約することはできないため、保護者が契約できない場合であって、障害児施設の利用が必要な場合には、措置とすること。
- 3 障害児施設に障害児が入所した後の児童相談所等の関わり

障害児が契約や措置により障害児施設に入所した後も、子どもが健やかに育つことができるような環境を確保する観点から、児童相談所及び都道府県等は、「児童相談所運営指針」(平成2年3月5日付児発第178号厚生省児童家庭局長通知)等を踏まえつつ、障害児、障害児の保護者及び施設等から継続的に情報を収集した上で適切な支援を行うこと。

(関連資料19)

改	正	寨
	改	改正

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱

第2 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金

(定る養)

別紙

2 第2において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、 中分類及び小分類の施設をいう。

区	分	大	分	類	中	分	類	小	分	類
第く事規同る7字1立項行第就る下事び条害(す第活にサ項練規援5継を書所によりのでは、1900年にある。 こうじょう おいり はいい かいがい かいがい かいがい かいがい かいがい かいがい かいがい	香幣福列の6介援一に、定若項捷行福と条の自1祉条棟項護定ビ規同すしに支う祉し第陣 立項サ第菱に、する定条るく規擬施サ、1客 文に一 項介規同る同す第就は定に設一。2 者援基ビに護定条児条る1 労同す限(ビ)項支法がスペー、す第童第自4移条る。以ス並に援	ス事	業所	サービ						
第5条 する短 第10 共同生 条第1	者事財項活6 生所 立項所規護に援 支に、定及規助 で及規助 で及規助 法定条る同す行	共同事業	生活	事業所						

(交付の対象)

4 整備費補助金は、次の表の①標に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置 根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④ 欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助事業を交付の対象と する。

別紙

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱

行

現

第2 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金

(定 養

2 第2において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、 中分類及び小分類の施設をいう。

区	分	大	分類	中	分	類	小	分	類
第く事規同す第就は定に設一う。条書(す第10年第二条書(19年間)のでは、19年間には、19年間では、19年には、19年には、19年には、19年には、19年には、19年には、19年には、19年には、19年には、19年には、19年には、19年には、19年に	書言属司S1立貫子序沈。に撃び規節 自1祉条生3割に支1労)降撃び規節 立項サ第活項練規援5継を審所に定 支に一6介に、定若項続行福と同す 支に一6介に、定条るく規援施サ 第降 法づスに、定条るく規援施サ 第降	ス事業	所						
第5条 定する 及び同	音自立支援法規第10項行列 中間生活項介別 を第16項提 を第二条第一条 の共享 の共享 の共享 の共享 の共享 の共享 の共享 の共享 の共享 の共享	事業所共同的							

(交付の対象)

-1-

4 整備費補助金は、次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置 根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④ 欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助事業を交付の対象と する。

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥県補 助率	⑦国庫 補助 率
(3) 障害福祉 サービス事 業所等						
7 障害に悪い では 一下で	障害者自立支援 法第79条第2 項	地和第第第の1規固課こい会医日社法団例等会と地和第第第の1規固課こい会医日社法団例等会と、接年6年第及6年度、さ人法・十益公又法下法司は、法号81び号よ税なれ(人人字社益は法「人)の権)条0第のりをいて社、、社団財特人社等		都は若核をおり、	3/4	2/3
(障害福祉 サービス事 業所 (療養 介護に限 る。)	障害者自立支援 法第79条第2 項	社会福祉法人	予算措置	都進府県又 は指定都市 若しくは中 核市	3/4	2/3
ሷ 障害者支 援施設	障害者自立支援 法第83条第4 項	社会福祉法 人等 (医療 法人を除	予算措置	都道府県又 は指定都市 若しくは中 核市	3 / 4	2/3
(4) <u>短期入所</u> 事業所、共 同年業活介及 事場 事態 事態 事態 事態 事態 事態 事態 事態 事態 事態 事態 事態 事態	障害者自立支援 法第79条第2 項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市 若しくは中 核市	3 / 4	2/3

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥県補 助率	⑦国庫 補助 率
(3) 障害福祉 サービス事 業所等						
7 障害福本事 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗	障害者自立支第 2 支第 2 項	地和第第第の1規固課こい会医日社法団例等会と方223240定定さとる福療本、人法民。福い税524項号のに資れと法祉法赤公、人法以祉う法年6 第及6 産れさ人法、十益公又法下法。」(法号 8 1び号よ税なれ(人人字社益は法「人)昭律)条0第のりをいて社、、社団財特人社等		都道指しお存存を	3/4	2/3
1 障害者支援施数	障害者自立支援 法第83条第4 項	社会福祉法 人等(医療 法人を除く。)	予算措置	都道治 戻る を で で で で は で は は も は も も も も も も も も も も も も も	3 / 4	2/3
		社会福祉法人	1	都道府県又	3/4	2/3

(交付額の算定方法)

- 6 整備費補助金の交付額は、次により算出する。
- なお、事業ごとに算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
- (1) 創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び改修(転 換)については、次により算出された額を交付額とする。

(交付額の算定方法)

- スト版の昇足の広が 6 整備費補助金の交付額は、次により算出する。
- なお、事業ごとに算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
- (1)創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び改修(転換)については、次により算出された額を交付額とする。

較して少ない方の額を選定する。 ただし、保護施設等に地域交流スペースの整備を行う場合は、 して整備する場合は、2、850千円)を加えた額とする。) 場合は、エによることとする。)とする。 126

じて得た額の範囲内の額を交付額(ただし、地域交流スペースの整備を行う

方の額をウにより算定された額に加えたものを交付額とする。 (国の財政上の特別措置) (3)次の表の①欄に定める区分ごとに、②欄に定める対象施設の種類に掲げる場 合には、次のとおりとする。

イ ア以外の施設の場合

00千円)、(なお、初度設備相当を併せて整備する場合は、1,080千円 (ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合は、2.850 千円)を加えた額とする。)と、都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助 した額のうち地域交流スペースの整備に係る額とを比較していずれか少ない

> ア 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備の場合 (1)のウ中「4の表の⑦欄に定める国庫補助率(とあるのは「(3)の

(2)のイ中「4の表の⑥欄に定める県補助率」とあるのは「(3)の表 のの嫌につめる風煙肺をエレー「原真のの嫌に守みる菌度増脂をエレカるの

表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。

エ 地域交流スペースの整備を行うときは、総事業費(対象経費の実支出額) (寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の場合は寄付金収入額を除く。) を控除した額)のうち地域交流スペースの整備に係る額と、19、900千 円(ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合は、26.7

入額(社会福祉法入等の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比

イ 4の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表1-1又は別表1-2の第 1欄に定める種目ごとに第2欄により算出した基準額の合計を算出する。 19、900千円(ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場 合は、26.700千円)を加えた額とする。(なお、初度設備相当を併せて 整備する場合は、1,080千円(ただし、防災拠点型地域交流スペースと ウ アにより選定された額に4の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、 イにより算出した額と、施設の種類ごとに算出した都道府県又は指定都市若 しくは中核市が補助した額の合計額とを比較していずれか少ないほうの額の 施設の種類ごとの額(以下、「国庫補助基本額」という。(ただし、地域交流 スペースの整備を行う場合は、19、900千円(ただし、防災拠点型地域 交流スペースとして整備する場合は、26,700千円)、(なお、初度設備 相当を併せて整備する場合は、1.080千円(ただし、防災拠点型地域交 流スペースとして整備する場合は、2.850千円)を加えた額とする。)を

欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1又は別表1-2の第3

国庫補助基本額の上限とする。))に、4の表の⑦欄に定める国庫補助率を乗

欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収 入額(社会福祉法人等の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比 較して少ない方の額を選定する。 イ 4の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表1-1又は別表1-2の第 1欄に定める種目ごとに第2欄により算出した基準額の合計を算出する。 ただし、保護施設等に地域交流スペースの整備を行う場合は、 19.600千円(ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場 合は、26、300千円)を加えた額とする。(なお、初度設備相当を併せて 整備する場合は、1,070千円(ただし、防災拠点型地域交流スペースと して整備する場合は、2,800千円)を加えた額とする。) ウ アにより選定された額に4の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、 イにより算出した額と、施設の種類ごとに算出した都道府県又は指定都市若 しくは中核市が補助した額の合計額とを比較していずれか少ないほうの額の 施設の種類ごとの額(以下、「国庫補助基本額」という。(ただし、地域交流 スペースの整備を行う場合は、19、600千円(ただし、防災拠点型地域 交流スペースとして整備する場合は、26,300千円)、(なお、初度設備 相当を併せて整備する場合は、1.070千円(ただし、防災拠点型地域交 流スペースとして整備する場合は、2.800千円)を加えた額とする。)を 国庫補助基本額の上限とする。)) に、4の表の⑦欄に定める国庫補助率を乗 じて得た額の範囲内の額を交付額(ただし、地域交流スペースの整備を行う 場合は、エによることとする。)とする。 エ 地域交流スペースの整備を行うときは、総事業費(対象経費の実支出額) (寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の場合は寄付金収入額を除く。)

方の額をウにより算定された額に加えたものを交付額とする。

(3)次の表の①欄に定める区分ごとに、②欄に定める対象施設の種類に掲げる場

ア 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備の場合 (1)のウ中「4の表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「(3)の

(2)のイ中「4の表の⑥欄に定める県補助率」とあるのは「(3)の表 のの傷に見める同域助家」と 「周恵のの爛に見める風度域助家」とおるの

表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。

(国の財政上の特別措置)

合には、次のとおりとする。

イ ア以外の施設の場合

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1~1又は別表1~2の第3

を控除した額)のうち地域交流スペースの整備に係る額と、19、600千 円(ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合は、2.6.3 ○ 0 千円)、(なお、初度設備相当を併せて整備する場合は、1.0 70 千円 (ただし、防災拠点型地域交流スペースとして整備する場合は、2.800 千円)を加えた額とする。)と、都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助 した額のうち地域交流スペースの整備に係る額とを比較していずれか少ない

て行う場合	介練支機う障身参(設身施身施身施身模を知施者産陣(く知(競、援続も害体加盲を体設体設体設体通際的設小施害中。) 自労は援限援者援訓。者分者分者分者分者の害知模及、類、害知 自労は援限援者援訓。者分者分者分者分者の害知模及、類、害類 自労は援限援者援訓。者分者分者分者分者の害知模及、類、害類 立移就をる施社施練、更類療類授知・施、援障所知動を、施 訓行労行。)設会設施、生)護)産規設 護害授的寮除、設		
	・授産施設 (中分 類)	8.75/10	7.5/8.75
	· 重症心身障害児 施設 (中分類)	9/10	8/9

て行う場合	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	・授産施設(中分 類)	8,75/10	7.5/8.75
	· 重症心身障害児 施設(中分類)	9/10	- 8/9

別表3-1

平成22年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価 (単位:円) 事業(施設)の種類 補助基準額 本体(日中 生活介護 都市部 41,600,000 活動部分)利用定員 20人以下 捏準 自立訓練 39,600,000 就労移行支援 机市部 83,400,000 21人 ~ 40人 就労継続支援 標準 79,500,000 都市部 138,900,000 児童デイサービス 41人 ~ 60人 接连 132,300,000 都市部 195,000,000 61人 ~ 80人 標準 185,800,000 都市部 251,400,000 81人 ~100人 標準 239.400.000 都市部 306,900,000 101人 ~120人 標準 292,300,000 都市部 363,100,000 121人以上 標準 345,900,000 施投入所 極市部 33,600,000 支援整備 利用定員 20人以下 加算及び 標準 32,100,000 本体(宿泊 都市部 67,300,000 型自立加 21人 ~ 40人 標準 64,200,000 都市部 112,400,000 41人 ~ 60人 標準 107,100,000 都市部 158,100,000 61人 ~ 80人 標準 150,600,000 都市部 203,100,000 81人 ~100人 標準 193,500,000 都市部 249,000,000 101人 ~120人 標準 237,100,000 都市都 294,000,000 121人以上 280,000,000 都市部 32,000,000 就労·訓練事業等整備加算 横连 30,500,000 都市部 9,000,000 短期入所整備加算 提達 8,580,000 都市部 10,200,000 |発達障害者支援センター整備加算 9,750,000 別表3~1

生活介護

自立訓練

就労移行支援

就労難続支援

共同生活介護

共同生活援助

_ 1 -

平成21年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円) 事業(施設)の種類 補助基準額 都市部 82,000,000 本体(日中 到用定員 40人以下 標準 78,100,000 活動部分) 都市部 136.500.000 41人 ~ 60人 130,000,000 提潔 都市部 191,700,000 61人 ~ 80人 提准 182,600,000 都市部 246,900,000 81人 ~100人 235,200,000 提進 都市部 301,500,000 101人 ~120人 標準 287,200,000 都市郡 356,700,000 121人以上 標準 339,800,000 都市部 66,200,000 利用定員 40人 以下 煙塩 63,000,000 施設入所 支援整備 都市部 110.400.000 加算 41人 ~ 60人 標準 105,200,000 都市部 155,400,000 61人 ~ 80人 148,000,000 雅市郡 199,500,000 81人 ~100人 標準 190,100,000 都市都 244,600,000 101人 ~120人 標準 233,000,000 都市部 288,800,000 121人以上 標準 275,100,000 31,500,000 都市部 就労·訓練事業等整備加算 標準 30.000,000 7.330,000 都市部 短期入所整備加算(入所のみ) 標準 5.990,000 10.050.000 都市部 発速障害者支援センター整備加算

標准 9,600,000 退院支援 新樂·改築 38,300,000 都市郵 利用定員 40人 以下 拖投整備 36,500,000 加算 57,300,000 糖用糖 利用定員 41人 ~60人 提準 54,600,000 都市部 19,100,000 既存施設を改修し 料用定員 40人 以下 て転換する場合 18,200,000 都市部 28,600,000 利用定員 41人 ~60人 27,300,000 都市部 19,600,000

18,700,000

定員4人~10人

創設

			事業(施設)(の種類				補助基準額
		退院支援	新築・改築	***			都市部	38,900,00
	j	施設整備		利用定員	40人	以下	標準	37,100.00
		加算		利用定員	411	- 60 1	都市部	58.300.00
				利用定員	41人	~608	標準	55,500.0
			既存施設を改修し		40.1	ri T	都市部	19,400,0
		1	既存施設を改修して転換する場合	利用定員	40人	Wr	標準	18,500.0
Ī				*4日今年	41.1	-:60	都市部	29,100,0
			利用定員 41人	X ~00X	標準	27,700,0		
瘛	查養介護	本体	利用定員 20人			都市部	<u>75,300,0</u>	
			THE EXA				標準	71,700,0
- (<u>21人 ~ 40人</u>			都市部	150,800,0	
						標準	143,700,0	
	1		41人~60人			都市部	251,400.0	
ł	j		3.7				標準	239,400.0
			61人 ~ 80人			都市部	353,300,0	
						握準	336,500.0	
}	•		81人~100人			都市部	454,500.0	
} '	1	1				標準	432,900.0	
	ŀ		101	L ~120	į.		都市部	<u>555,900.0</u>
Ì			101A ~120A			標準	529,500.0	
		121人以上		都市部	<u>657,200,0</u>			
				標準	625,900.0			
	1	· 计学·加维	t 李楽等整備加算				都市部	32,000.0
1	ı	<u> 150 44 10 5 5 5 </u>	- 一 - 工 - 工 - 工 - 工 - 工 - 工 - 工 - 工 - 工				430.00	20 500 0

短期入所發鐵加算

標準

超市部

30,500,000

9.000.000

平成21年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価 事業(施設)の種類 障害児施設(入所) 本体 利用定員 40人以下 41人 ~ 60人

就労·訓練事業等發備加算

発速障害者支援センター整備加算

利用定員 40人以下

41人 ~ 60人

61人 ~ 80人

81人 ~100人

101人 ~120人

短期入所登備加算

障害党施設(通所) 本体

別表3-1

61人 ~ 80人

81人 ~100人

101人 ~120人

121人以上

都市部

都市部

標準 都市郡

標準

都市部

糖市都

標準 都市部

標準

標準

標準

都市都

都市部

都市部

標準

標準

標準

標準

都市部

標準

標準

48 TH 48

都市部

都市部

都市部

都市部

標準

標準

(単位:円)

補助基準額

148.300.000

141,300,000

235,200,000

347,300,000

330,800,000

446,700,000

425,500,000

546,300,000

520,300,000

645,700,000

615.000.000

31,500,000

30.000,000

7.330.000

6,990,000

10,000,000

9,600,000

82,000,000

78,100,000 136,500,000

130,000,000

191,700,000

182,600,000

246,900,000

235,200,000 301,500,000

287,200,000

356 700 000

246,900,000

別表3-1

<u>平成22年度</u> 1号	集(1旅	(設)当たりの間接補助基準単価		(単位:円)	
		事業(施設)の種類		補助基準額	
障害児施設(入所)	本体	利用定員 20人以下	都市部	75,300.000	
		THE ZON U.	塩準	<u>71,700,000</u>	
		21人 ~ 40人	都市部	150,800,000	
		212 402	標準	143,700,000	
		41人 ~ 60人	都市部	<u>251.400.000</u>	
		41% ~ 60%	標準	239,400,000	
		61人 ~80人	都市部	353,300,000	
		012 ~ 802	標準	336,500,000	
		241 . 4001	都市部	454.500.000	
		81人 ~100人	標準	432,900,000	
		1011 1001	都市部	555,900,000	
		101人 ~120人	標準	<u>529,500,000</u>	
		40.1 11.1	都市部	657,200,000	
		121人以上	標準	625,900,000	
就労・訓練平衆等整備が		A de Total de Carta d	都市部	32,000,000	
	牌华系守法 曹周县	標準	30,500,000		
		C The Life Louisia	都市部	9.000,000	
短期。	短柄人は	整備加算 標準		8,580,000	
		Pakerin All L.V. An We did not det	都市部	10,200,000	
	突退隊目	『者支援センター整備加算	標準	9.750.000	
障害児施設(通所)	本体	利用定員 20人以下	銀市銀	41,600,000	
		利用正装 20人以下	摄進	39,600,000	
			21人 ~ 40人	都市部	83,400,000
		212 ~ 402	標準	79.500.000	
	l	411 60 i	都市部	138,900,000	
		41人 ~ 60人	標準	132,300,000	
		611 901	都市部	195,000,000	
		61人 ~ 80人	標準	185,800,000	
		011 - 1001	都市部	251,400,000	
Ì		81人 ~100人	標準	239.400.000	
		1011 . 1001	都市部	306,900,000	
	101人~	101人 ~120人	標準	292,300,000	
		40.1015	都市部	363,100,000	
		121人以上	標準	345,900,000	

別表3-1

平成21年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価		(単位:円)
事業(施設)の種類		補助基準額
· 禁 具製作施設	都市部	10.500.000
	標準	10.100.000
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	都市部	127.800.000
中人與核胞核	標準	121.800.000
李俊書館	都市部	35.300.000
TE	標準	33,600,000
党障害者情報提供施設	都市部	47.600.000
5.2.学音·有权域状态数	標準	45,300,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて (平成17年10月5日社提発第1005012号)」により、都市部特別割増加算後の単価であること。
 - 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 - 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
 - 4 「障害児施設」とは、交付要綱第2の2の表第9号に掲げる児童福祉施設を指す。

- 7 -

明表3~1 <u>平成22年度</u>1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

工供454	· ** *()	地政/当に7の同政治が基件単個		(単位:円)
		事業(施設)の種類		補助基準額
	款労·訓練事業等整備加算		都市部	32,000,000
			標準	30,500,000
	15 ME 3	牙袋遊加算	超市部	9,000,000
	A 70.751	7.X. = 41.7.	提進	<u>8,580,000</u>
	ANCE NO.	を表文担わいる一葉集 in 管	都市部	10,200,000
	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		標準	<u>9,750,000</u>
短期入所(短期入所のみの整備の場合)			都市部	9,000,000
ALTER COLUMN	/\/\/\/\/\/\/\/\/\/\/\/\/\/\/\/\/\/\/\		提進	<u>8.580.</u> 000
福祉水一厶	改修	利用定員 40人 以下	都市部	19,400,000
	<i>'</i>		標準	18,500,000
		利用定量 41人 ~60人	都市部	29,1 0 0,000
		初海是黄 中八 一50人	標準	27,700,000
補裝具製作施	ı.		都市部	10,700,000
THI GOT THE ! PAUL			標準	10,200,000
言识犬訓練施!	ic:		都市部	130,100,000
# 45 \\ O14\X (E)		`	標準	123,900,000
点字图書館			都市部	35,900,000
87855				

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて (平成17年10月5日社提発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
 - 2 特別豪電地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。

聴覚障害者情報提供施設

- 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立削減のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立削減)」、宿泊型自立削減と併せて自立期減等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)十本体(宿泊型自立削減)」の単価とする。)
- 4 「障害児施設」とは、交付要綱第2の2の表第9号に掲げる児童福祉施設を指す。

標準

都市部

標準

34.200.000

48,300,000

46.100,000

地方分権改革推進計画(抄)

平成21年12月

地域主権の確立は、鳩山内閣の「一丁目一番地」である重要課題であり、明治以来の中央 集権体質から脱却し、この国の在り方を大きく転換する改革である。国と地方自治体の関係 を、国が地方に優越する上下の関係から、対等の立場で対話のできる新たなパートナーシッ プの関係へと根本的に転換し、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることので きる活気に満ちた地域社会をつくっていかなければならない。

このため、地域主権改革の第一弾として、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、 国と地方の協議の場の法制化、今後の地域主権改革の推進体制について、以下のとおり所要 の取組を推進することとする。

なお、本計画が定める取組のうち、法律の改正により措置すべき事項については、必要に 応じて一括して所要の法律案を平成22年通常国会に提出することを基本とする。

第1 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

地方分権改革推進委員会の第3次勧告(以下「第3次勧告」という。)を尊重し、地方自治体から要望のあった事項を中心に、別紙における「1 施設・公物設置管理の基準の見直し」、「2 協議、同意、許可・認可・承認の見直し」、「3 計画等の策定及びその手続の見直し」及び「4 その他の義務付け・枠付けの見直し」に掲げる事項について必要な法制上その他の措置を講ずるものとする。

「1 施設・公物設置管理の基準の見直し」において、施設・公物設置管理の基準を条例 に委任する場合における条例制定に関する国の基準の類型は、第3次勧告に沿って、次のと おりとする。

① 従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に 従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定 めることは許されないもの

② 標準

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

③ 参酌すべき基準

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

なお、義務付け・枠付けの見直しに伴い、地方自治体においては、条例の制定・改正作業、 国等による関与の見直しによる事務処理方法の変更及び計画策定業務の変更等への対処が必要となることから、地方自治体の円滑な事務処理のために必要な情報提供を行うこととする。

第2 国と地方の協議の場の法制化

国と地方の協議の場については、法制化に向けて、地方とも連携・協議しつつ、政府内で 検討し成案を得て法案を提出する。

第3 今後の地域主権改革の推進体制

本計画は、当内閣の地域主権改革の第一弾である。今後は、内閣総理大臣を議長とする地域主権戦略会議(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)を中心に、地域主権改革の推進に資する諸課題について更に検討・具現化し、改革の実現に向けた工程を明らかにした上で、スピード感をもって改革を実行に移すものとする。

同会議については、内閣を助ける明確な権限と責任とを備えた体制とすることにより、地域主権改革をより一層政治主導の下で推進していくため、必要な法制上その他の措置を講ずることとする。

1 施設・公物設置管理の基準の見直し

[文部科学省]

(1) 学校教育法(昭22法26)

・ 学校の設備、編制その他に関する設置基準(3条)として文部科学大臣が定める幼稚園、 小学校、中学校及び高等学校の各設置基準の内容の見直しについて、地方公共団体からの 要望等を踏まえ対応する。

(2) へき地教育振興法(昭29法143)

・ へき地学校等の指定、へき地手当の月額及びへき地手当と地域手当その他の手当との調整等に関する基準(5条の2)を、条例(制定主体は都道府県)に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

これに伴い、へき地手当に準ずる手当に関する基準(5条の3)も同様に改める。

(3)公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭33法116)

・ 公立義務教育諸学校の学級編制基準に係る都道府県から市町村への権限移譲、都道府県 教育委員会への同意を要する協議については、地域主権改革の観点や教育条件整備全体の 観点を踏まえ検討する。

〔厚生労働省〕

(4) 児童福祉法 (昭 22 法 164)

指定知的障害児施設等に従事する従業者に関する基準 (24 条の 12 第 1 項) 並びに当該施設の設備及び運営に関する基準 (同条 2 項) を、条例 (制定主体は、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市) に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

- ・ 児童自立支援施設の職員に関する規定(施行令36条5項)は、廃止する。
- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(45条2項)を、条例(制定主体は都道府 県、指定都市、中核市(ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。)及び 児童相談所設置市)に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。ただし、保育所にあっては、東京等の一部

の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係る規 定は、「標準」とする。

(5) 老人福祉法 (昭38法133)

・ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(17条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市及び中核市)に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

(6) 職業能力開発促進法 (昭 44 法 64)

・ 公共職業能力開発施設以外の施設において行うことができる職業訓練の内容に関する基準 (15条の6第1項)を、条例(制定主体は都道府県)に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

・ 公共職業能力開発施設の行う職業訓練とみなすことができる教育訓練の対象者その他の 内容に関する基準(15条の6第3項)を、条例(制定主体は都道府県及び市町村)に委 任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

(7) 介護保険法 (平9法 123)

・ 指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者の員数に関する基準(74条1項、78条の4第1項、115条の4第1項、115条の4第1項、115条の4第1項、115条の4第2項、115条の4第2項、115条の4第2項、115条の14第2項)を、条例(制定主体は、指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの基準については都道府県、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの基準については市町村)に委任する。

条例制定の基準については、医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定、配置する 従業者の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者 及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、利用者の 数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る 規定は、「参酌すべき基準」とする(ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定 認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所及び指定介護 予防認知症対応型通所介護事業所の定員に関する基準に係る規定は、「従うべき基準」と する。)。

指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設が有する従業者の員数に関する基準(88 条1項、97 条2項(ただし、医師及び看護師を除く。)、110 条1項)並びに当該施設の設備及び運営に関する基準(88 条2項、97 条1項(ただし、療

養室、診察室及び機能訓練室を除く。) 及び3項、110 条2項) を条例(制定主体は都道府県) に委任する。

条例制定の基準については、医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定、配置する 従業者の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の 利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施 設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関す る基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

(8) 障害者自立支援法 (平17法 123)

指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準(43条1項)並びに当該サービスの事業の設備及び運営に関する基準(同条2項)を、条例(制定主体は都道府県)に委任する。

条例制定の基準については、医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定、配置する 従業者の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者 及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、利用者の 数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る 規定は、「参酌すべき基準」とする。

・ 指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準(44 条 1 項)並びに当該施設の設備 及び運営に関する基準(同条 2 項)を条例(制定主体は都道府県)に委任する。

条例制定の基準については、医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定、配置する 従業者の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の 利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施 設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関す る基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

・ 障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営に関する 基準(80条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市及び中核市)に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

・ 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(84条2項)を、条例(制定主体は都道 府県、指定都市及び中核市)に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

特区において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見(抄) 平成21年度

平成22年2月4日

構造改革特別区域推進本部

評価・調査委員会

1. はじめに

評価・調査委員会(以下「当委員会」という。)は、構造改革特区制度を推進する ため、規制の特例措置の効果等を評価し、その結果に基づき、構造改革の推進等に必 要な措置について、構造改革特別区域推進本部長に意見を述べることとされている。

平成21年度の当委員会としては、まず上半期に未実現提案に係る調査審議を行って意見(平成21年8月7日付「未実現の提案に係る諮問事項に関する意見」)を取りまとめたのに続き、下半期には、本年度に評価時期を迎えた規制の特例措置について評価を行って、意見を取りまとめた。

2. 平成21年度の評価について

(1) 評価の進め方

平成21年度の評価の対象となった規制の特例措置について、医療・福祉・労働部会、教育部会及び地域活性化部会の各専門部会において、専門的かつ集中的な検討を行った。

具体的には、各部会において、現地調査を含め、認定地方公共団体や実施主体など 関係者から現場の声を広く聴取し、主に全国展開を行うことの効果について調査を行 うとともに、規制所管省庁から弊害の発生についての調査結果の報告を受けてヒアリ ングを行い、総合的な検討に努めた。

各部会におけるこれらの検討結果については、各部会の部会長から当委員会に報告の上、これを基に意見集約を行い、当委員会としての意見を取りまとめた。

(2) 評価の概要

【平成21年度評価対象12特例措置】

- ①全国展開(一部全国展開を含む) (6特例措置)
- ②再度適切な時期に評価(5特例措置)
- ③実施の少ない特例措置について、更なる実施の可能性の調査結果を踏まえ、予定 していた評価を行わない(1特例措置)

特例措置ごとの評価意見の詳細については別紙のとおりであるが、大別すると以下 のとおりである。

「運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業(828)」、「空地に係る要件の弾力化による大学設置事業(829)」及び「有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業(1303)」の3件については、特段の弊害が生じていないと判断されることから、全国展開すべきとの意見とした。

また、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 (920) 」、「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業 (934) 」及び「重量

物輸送効率化事業(1205(1214、1221))」の3件については、特例措置の実施状況 に照らし、一定の措置を講ずることが適当であるものも含め、全国展開しても差し 支えないと認められる部分について、全国展開すべきとの意見とした。

一方、「外国人研修生受入れによる人材育成促進事業(506)」、「学校設置会社による学校設置事業(816)」、「インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業(832)」、「病院等開設会社による病院等開設事業(910)」及び「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業(933)」の5件については、一定の時期を定めた上で再度評価すべきとの意見とした。これらについては、弊害の有無を判断するためのデータの蓄積が少ないことなどにより全国展開の是非を決めるのは時期尚早である、全国展開に向けて弊害を防ぐ方策の検討や分析が必要である等のそれぞれの事情を踏まえ、規制所管省庁や認定地方公共団体に必要な取組を求めているところである。

なお、提案者以外の地域で特区計画の認定実績がない「救急隊の編成の基準の特例 適用の拡大による救急隊編成弾力化事業(413)」については、更なる実施の可能性 についての調査を行った結果、現状においては、当面の間実施の増加が見込めないこ とが判明したため、今年度は予定していた評価を行わず、今後、一定の事例の積み上 がりを待って評価を行うこととした。

3. おわりに

地域主権推進と地域活性化が内閣の重要課題に位置付けられる中、構造改革特区制度は、地方公共団体をはじめとした地域の様々な主体の創意や工夫に基づき、地域の活性化の起爆剤として、規制のあり方を改革していくよう期待されている。

このことから、提案主体や認定地方公共団体、実施主体など、現場で取り組んでいる方々の声や思いを生かして、その趣旨を実現させることができるよう、規制所管省庁におかれては、より精力的に特例措置の創設・拡充及び全国展開に向けた検討を行っていただきたい。

なお、特例措置による事業の適切な実施に当たっては、特区の計画主体でもある地方公共団体による的確な状況把握や連携体制・サポートが不可欠となることから、特定事業の実施に当たっては、認定地方公共団体におかれても、より一層主体的な取組とご協力をお願いしたい。

最後に、今回の評価においてご協力いただいた認定地方公共団体や実施主体の方々を始め、各方面からの多大なるご助力に対し、心からお礼申し上げたい。

平成21年度評価意見について

特例措置	特例事項名	所管省庁	措置区分	評価意見
413	教急隊の編成の基準の特例適用の拡大による教急 隊編成弾力化事業	総務省	省令	ニーズ調査の結果を踏まえて、予定していた評価 を行わないこととした
508	外国人研修生受入れによる人材育成促進事業	法務省	告示	その他(平成23年度に評価を行う。)
816	学校設置会社による学校設置事業	文部科学省	法律	その他(平成23年度以降に評価を行う。)
828	運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業	文部科学省	省令	地域を限定することなく全国において実施
829	空地に係る要件の弾力化による大学設置事業	文部科学省	省令	地域を限定することなく全国において実施
832	インターネット等のみを用いて授業を行う大学 における校舎等施設に係る要件の弾力化による 大学設置事業	文部科学省	省令	その他(平成23年度に評価を行う。)
910	病院等開設会社による病院等開設事業	厚生労働省	法律	その他(内閣官房及び規制所管省庁において本特例措置について周知や情報提供を行い、平成23 年度に評価を行う。)
920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事 業	厚生労働省	省令	地域を限定することなく全国において実施(ただし、3歳以上児に対する給食に限る。)
933	特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設 置事業	厚生労働省	省令	その他(平成22年度に評価を行い、結論を得る。)
934	指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害 児(者)の受入事業	厚生労働省	省令	地域を限定することなく全国において実施(ただし、生活介護に限ることとし、その他については、 全国展開に向けて、懸念される弊害を除去するための方策についての検討を進めるとともに、平成2 2年度に評価を行う。)
1205 (1214、 1221)	重量物輸送効率化事業	国土交通省	通達	特例措置対象車両が公道(道路法の道路をいう。) を横断する場合に限り、本特例措置を地域を限定 することなく全国において実施する。
1303	有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容 認事業	環境省	告示·通達	地域を限定することなく全国において実施

[※] ニーズ調査の対象となった特例措置「413」を除く11件の特例措置について、個別の評価意見を添付

評価意見

1	別表1の番号	934
2	特定事業の名称	指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業
3	措置区分	省令
4	特区における規 制の特例措置の 内容	障害者又は障害児が、近隣において、障害者自立支援法に基づく生活介護等を利用することが困難な場合に、介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用することを可能とする。
5	評価	地域を限定することなく全国において実施(ただし、生活介護に限ることとし、その他については、全国展開に向けて、懸念される弊害を除去するための方策についての検討を進めるとともに、平成22年度に評価を行う。)
6	⑤の評価の判断 の理由等	生活介護については、全国展開にあたって弊害は認められない。 しかし、児童デイサービスについては、全国展開にあたって懸念される弊害を除去するため の適切な方策の検討を進めた上で、引き続き検証する必要があるほか、短期入所及び自立 訓練については、全国展開により発生する弊害の有無について現時点で判断することが困 難であり、本特例措置についての周知や情報提供を一層進める必要がある。
7	今後の対応方針	規制所管省庁によれば、本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査の結果、 ・生活介護については、特に大きな弊害は認められなかったことから、必要な準備を行った上で、「基準該当生活介護」として全国展開することとする。また、都道府県に対して、当該事業所にも職員研修の開催案内を行うよう周知する。 ・児童デイサービスについては、現時点で全国化を行うことは、療育という観点から課題が多い。したがって、来年度は、個別支援計画の策定等を条件に付与し、再度調査を行った上で全国化の可否を判断する。 ・自立訓練・短剃入所については、調査期間中に、自立訓練の利用者はゼロであり、また短期入所の利用者も1名(1回)だけであり、弊害の有無の検証は困難であることから、今回は全国化を見送る。とのことであった。 評価・調査委員会による調査では、本特定事業を継続的に実施することにより、介護事業者のノウハウが警積され、利用者へのサービス向上に繋がり、利用者と受入地域の交流や理解が深まっているケースが多く、事故も発生していないことが認められる。以上より、生活介護については、規制所管省庁において個別支援計画の策定等の条件を付与し、引き続き検証を行い、その結果を踏まえて平成22年度に評価を行い、本特例措置の全国展開について結論を得る。 ・短期入所及び自立訓練についても、引き続き検証を行い、その結果を踏まえて平成22年度に評価を行い、本特例措置の全国展開について結論を得る。 ・短期入所及び自立訓練についても、引き続き検証を行い、その結果を踏まえて平成22年度に評価を行い、本特例措置の全国展開について結論を得る。 こととする。 なお、内閣官房及び規制所管省庁は、構造改革特別区域基本方針に定められたそれぞれの役割に基づき、連携して、地方公共団体をはじめとする関係者に対し、本特例措置について、一層の周知や情報提供に努めること。
8	全国展開の実施 内容	基準該当生活介護に限り、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開 を行うこと。
9	全国展開の実施 時期	平成21年度中に措置

事 務 連 絡 平成22年1月14日

(構造改革特区認定団体) 御中

厚生労働省社会·援護局 障害保健福祉部障害福祉課

「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業」について

平素から障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき厚くお礼申し上げます。

「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業」につきましては、本年度に構造改革特別区域推進本部改革評価・調査委員会において評価が行われた上で、今後の対応方針につき、構造改革特別区域推進本部において決定される予定です。

このような状況でありますので、まだ現時点において今後の対応方針が確定したのではありませんが、その前段階である構造改革特別区域推進本部改革評価・調査委員会医療・福祉・労働部会の審議において、規制所管省庁である厚生労働省からは、指定小規模多機能型居宅介護事業所において障害児を受け入れる場合には、個別支援計画(「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第171号)第111条において準用する第58条に規定する基準該当児童ディサービス計画に相当するものをいう。以下同じ。)の策定及び個別支援計画を策定する者が必要な研修を受講することを求めていくことが必要と考えている旨を報告し、今後は、当該報告を基に評価意見を議論することとなると予想されます。

そこで、来年度、指定小規模多機能型居宅介護事業所において障害児を受け入れる際には、以下の点についてご留意していただいた上で、構造改革特別区域推進本部における今後の対応方針の決定後速やかに対応できるよう、必要な準備を進めていただくよう、よろしくお願いいたします。

- 1 各指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して、受け入れる障害児ごとに、個別支援 計画を策定させること。
- 2 個別支援計画を策定する者に対して、あらかじめ、「サービス管理責任者研修事業の 実施について」(平成18年8月30日障発0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉

部長通知)の別添「サービス管理責任者研修事業実施要綱」の別紙 1 「「サービス管理責任者研修」標準カリキュラム」における「2 アセスメントやモニタリングの手法に関する講義(3時間)」及び「3 サービス提供プロセスの管理に関する演習(10時間)」に相当する研修を受講させること。

3 平成22年度においては、個別支援計画を策定する者が上記2の研修を早期に受講できるよう県とも十分に調整するとともに、その者が当該研修を受講し、個別支援計画を策定して事業を実施するなど、全国展開を行った場合に発生する弊害等に係る評価等が年度内に適切にできるような体制を準備すること。

今後、上記の方向性につき変更等があれば、速やかにご連絡いたします。

なお、以上のことについては、内閣府構造改革特区担当室とも協議済みであることを申 し添えます。

(問い合わせ先)

厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部 障害福祉課 障害児支援係

課長補佐 藤 田 (内線3032)

係 長 宮 澤(内線3037)

Tel 03-5253-1111 (代表)